

令和2年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和2年9月3日から令和2年9月15日まで第3回定例会が町役場議場に招集された。

令和2年9月3日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1 番 目 黒 克 博	2 番 蓮 沼 文 明	3 番 物 江 政 博
4 番 赤 城 大 地	5 番 横 山 智 代	6 番 渡 部 正 司
7 番 小 畑 博 司	8 番 佐 藤 宗 太	9 番 山 口 享
10 番 渡 部 順 子	11 番 五十嵐 一 夫	12 番 酒 井 育 子
13 番 青 木 美貴子	14 番 水 野 孝 一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐 藤 仁 一	書 記	川 田 良 子
書 記	橋 本 吉 嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 文 英	副 町 長	日 下 亮
教 育 長	鈴 木 茂 雄	会 計 管 理 者	五十嵐 吉 雄
総 務 課 長	大 島 光 昭	政 策 財 務 課 長	佐 藤 銀 四 郎
生 活 課 長	村 山 隆 之	建 設 課 長	板 橋 正 良
産 業 課 長	佐 藤 暢 一 郎	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子 ども 課 長	佐 藤 美 千 代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、2番、蓮沼文明君、3番、物江政博君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第3回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程(案)のとおり、本日9月3日から9月15日までの13日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日9月3日から9月15日までの13日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告6件を提出いたします。

まず、議長報告第13号「会津坂下町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施報告について」であります。

朗読・説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物により、ご承知願います。

次に、町長から報告3件の提出がありました。

議長報告第14号「会津若松地方 土地開発公社経営状況の報告について」、議長報告第15号「株式会社 会津ばんげ公共サービス経営状況の報告について」及び、議長報

告第 16 号「株式会社 湯川・会津坂下経営状況の報告について」、であります。

朗読を省略して、順次、内容の説明を求めます。

まず、議長報告第 14 号から第 16 号について、説明願います。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

おはようございます。

それでは、私のほうから、まず議長報告第 14 号、町長報告第 9 号「会津若松地方土地開発公社経営状況の報告」について、ご説明申し上げます。

令和元年度「会津若松地方土地開発公社の経営状況」について、会津若松地方土地開発公社理事長から報告がありましたので、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、報告するものであります。

令和元年度「会津若松地方土地開発公社決算」につきましては、別冊にございますが、これは構成団体 10 団体の合計となっておりますので、別ずりの参考資料「会津坂下事務所事業決算」について、ご説明申し上げます。

参考資料「令和元年度会津若松地方土地開発公社 会津坂下事務所事業決算」をご覧ください。

まず、1 の収支決算でありますが、(1) の収入につきましては、平成 30 年度からの繰越金が 27 万 4,505 円、受取元金が 0 円、受取利息が 2 円でありました。令和元年度も動きがなかったことにより、利息のみで合計 27 万 4,507 円の収入となりました。

次に、(2) の支出につきましては、土地開発公社による事業を行っておりませんので、支払元金、及び支払利息、ともに 0 円で、支出合計も 0 円となります。

(3) の収支差引残金は、27 万 4,507 円となりました。

次に、2 の財産目録でありますが、令和 2 年 3 月 31 日現在の内容であります。

まず、(1) の現金預金につきましては、普通預金、27 万 4,507 円であります。

次に、(2) の資本金につきましては、基本財産として出資金が 90 万円であります。

(3) の未収金、及び (4) の借入金につきましては、0 円となっております。

なお、土地開発公社の解散に伴い、普通預金の 27 万 4,507 円は今年度に寄付金として返還され、出資金の 90 万円は令和 3 年度に返還される予定でございます。

以上、ご説明を申し上げ、報告といたします。

続きまして、議長報告第 15 号、町長報告第 10 号「株式会社 会津ばんげ公共サービス経営状況の報告について」ご説明申し上げます。

町が出資している法人「株式会社 会津ばんげ公共サービス」の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、報告するものであります。

資料、第 27 期 株式会社 会津ばんげ公共サービス営業報告書及び決算書についてご報

告申し上げます。

1 ページをご覧ください。第 27 期の営業概況報告について説明申し上げます。

第 27 期は、「糸桜里の湯ばんげ」において、入館料の改定と営業時間の短縮により、集客や収益の確保が厳しい状況の中、年度末に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため更なる営業時間の短縮や臨時休館により会社全体の経営が大きく影響を受けております。

次に、施設管理運營業務について申し上げます。

主要施設である「糸桜里の湯ばんげ」は、指定管理料 5,240 万円と、利用料 4,050 万 8 千円を以って、管理・運営をしてまいりました。社員一丸となり各種の事業展開による利用者の確保と顧客満足の向上に努めてまいりましたが、入館者数は対前年度 1 万 5,668 人の減の 9 万 8,841 人に、入館料等の利用料は対前年度 203 万円の減の 4,050 万 8 千円となりました。

その他の施設の概況と実績につきましては、報告書に記載のとおりでございます。

2、3 ページをご覧ください。独自収益事業の内容と実績、及び収益状況について記載されてございます。各施設の内容につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

会社の収益状況につきましては「第 27 期株式会社社会津ばんげ公共サービス決算附属資料」の 1 ページをご覧ください。

収支決算書、総括書に記載しましたように町の指定管理収入と利用料収入さらに会社独自の事業収入、そして受取利息や雑収入を加えた第 27 期収入額は 1 億 7,597 万 89 円となりました。

これに対して経費は、商品の仕入れや施設管理費、人件費等の一般管理費の合計が 1 億 8,525 万 6,355 円となり第 27 期の収支差し引きはマイナス 928 万 6,266 円となりました。

ここに、第 26 期の繰越利益剰余金 1,525 万 5,072 円から減額した 596 万 8,806 円が第 27 期の繰越利益剰余金となります。

次に、営業報告書及び決算書の 4 ページをご覧ください。

2 の経営経過報告であります。4 ページには、会社総務部門に関する会議等の開催内容を、5 から 7 ページは、施設管理及び収益事業部門に関する事業の報告を記載してございます。

続きまして、8 ページをご覧ください。ばんげ公共サービスが指定管理者として受託管理している施設及び委託を受けている施設の町担当課・担当班を記載してございます。

続きまして、9、10 ページは、会社の概況報告でございます。

次に、決算報告書であります。決算報告書の 1 ページをご覧ください。令和 2 年 3 月 31 日現在の、貸借対照表であります。

まず、資産の部が、4,247 万 5,311 円であります。負債の部の計が、1,250 万 6,505 円であります。

2 ページをご覧ください。純資産の部ですが、純資産の合計が 2,996 万 8,806 円であり負債純資産の合計は 4,247 万 5,311 円となります。

続きまして、3 ページをご覧ください。損益計算書でございます。

4 ページにつきましては、税引前の当期純損失が 910 万 1,266 円であり、法人税等が 18 万 5 千円ですので当期純損失が 928 万 6,266 円となります。

5 ページにつきましては受託事業報告書、6 ページは株主資本等変動計算書であります。

ここでは、株主資本の内訳を記載しており、当期純損失の 928 万 6,266 円をマイナスし、利益剰余金の当期末残高が 596 万 8,806 円となります。

7 ページは、監査報告書であり、8 ページは、当社の納付税額一覧表でございます。

以上、説明を申し上げ、報告といたします。

続きまして、議長報告第 16 号、町長報告第 11 号「株式会社 湯川・会津坂下経営状況の報告について」ご説明申し上げます。

町が出資している法人、「株式会社 湯川・会津坂下」の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告いたします。

資料、株式会社湯川・会津坂下 第 7 期 決算報告書について、ご説明申し上げます。

はじめに、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの第 7 期 決算報告書の 3 ページから 4 ページ、「損益計算書」をご覧ください。

1 の純売上高につきましては、物産売上は対前年度 1,622 万 4,250 円増の 1 億 8,169 万 4,230 円。農産物売上は対前年度 3,403 万 2,026 円増の 2 億 7,774 万 2,074 円。レストラン売上は対前年度 79 万 7,328 円増の 4,358 万 8,368 円。テナント手数料及び共益費 1,300 万 1,670 円をはじめ、総額は 5 億 9,223 万 1,605 円の売り上げとなりました。

昨年度の第 6 期決算報告書の純売上高より 1,190 万 8,901 円減少しておりますのは、テナント売上金を純売上高として計上していた計上の仕方をテナント手数料のみの計上に変更したことによるものでございます。

2 番の売上原価につきましては、期首商品棚卸高から期末商品棚卸高まで、合計 4 億 2,382 万 9,162 円となり、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益（粗利）は、1 億 6,840 万 2,443 円となりました。

3 の販売費及び一般管理費につきましては、役員報酬から 4 ページの雑費までの合計 1 億 5,559 万 3,404 円となり、売上総利益から差し引きますと、1,280 万 9,039 円の営業利益となったものでございます。

4 の営業外収益につきましては、受け取り利息、物産会費収入、雑収入の会議室賃料等の 92 万 9,846 円を含めまして 136 万 4,706 円となり、5 の営業外費用の雑損失 57 万 5,541 円を差し引いた、経常利益が 1,359 万 8,204 円となっております。

6 の特別利益の 2 万 1 千円を加え、法人税・住民税及び事業税の 380 万 4,400 円を差し引きますと、当期純利益が 981 万 4,804 円となり、第 6 期決算と比較し 226 万 4,250 円の純利益増となりました。

次に、資料の 1、2 ページ、貸借対照表をご覧ください。

令和 2 年 3 月 31 日現在の会社の経営状態を、貸借対照表によりご説明申し上げます。

はじめに資産の部ですが、1 の流動資産の現金・預金から貸倒し引当金までの流動資産合計、1 億 728 万 2,658 円。2 の固定資産、1 の有形固定資産から 3 の投資その他の資

産までの固定資産合計 226 万 6,119 円。3 の繰り延べ資産 29 万 7 千円。資産合計 1 億 984 万 5,777 円であります。

次に、2 ページをご覧ください。負債の部ですが、1 の流動負債の買掛金から未払い消費税等までの流動負債合計 4,467 万 7,703 円。2 の固定負債 60 万円。負債合計 4,527 万 7,703 円であります。

次に、純資産の部ですが、1 の資本金 4,450 万円、別途積立金が 800 万円、第 6 期までの繰越利益剰余金を加えた、2 の利益剰余金合計が 1,206 万 8,074 円。資本金に加えた純資産合計が 6,456 万 8,074 円、負債・純資産合計が 1 億 984 万 5,777 円となりました。

5 ページに、株主資本等変動計算書、6 ページに個別注記表、7 ページに監査報告が記載されておりますので、後でご確認いただきたいというふうに思います。

以上、説明を申し上げ、報告といたします。

◎議長（水野孝一君）

以上、説明のとおりでありますのでご承知願います。

次に、議長報告第 17 号、例月出納検査の結果報告について、及び議長報告第 18 号、諸般の報告（第 3 号）についてであります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって、報告を終わります。

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日ここに、令和 2 年第 3 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共にご多用にもかかわらず、ご出席を賜り心から厚く御礼申し上げます。

さて、この機会に、当面する町行政の諸課題及び本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げ、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

日本列島に停滞した活発な梅雨前線の影響により「令和 2 年 7 月豪雨」と命名された豪雨災害は、熊本県を中心とする九州地方や中部地方など、日本各地で河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、死者数が 80 名を超える甚大な被害をもたらしました。被害を受けられた皆様には、衷心よりお見舞い申し上げます。

本町におきましても 7 月 28 日から 29 日にかけて大雨警報が発令されたことから、危機管理室を中心に警戒態勢を整え、災害発生に備えてまいりました。幸いにも大規模災害には至らず安堵しておりますが、いつ発生するか分からない災害に備え、被害を最小限に食い止めるためにも、町民皆様への防災情報の発信や防災訓練の実施などを通して、

防災体制の強化に努めてまいります。

また、現在の新型コロナウイルス感染症拡大の状況下に合わせた対応も、必要不可欠でありますので、国の交付金を財源とする「会津坂下町生活支援事業」を活用し、この機会を利用して資機材備蓄の充実を図ってまいります。

それでは、諸般の事業について申し上げます。

はじめに、「特別定額給付金の給付状況」について、申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策として、5月15日より受付を開始いたしました「特別定額給付金」につきましては、8月14日に申請受付を締め切り、給付額合計15億5,850万円、5,913世帯、1万5,585人、割合にして99.9%の町民の方々への給付を完了したところであります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

東日本大震災以降は、被災地特例による国の支援を受けることで広域路線バスの運行を維持してまいりましたが、令和2年9月をもって特例が終了し、広域路線バスの確保・維持がより一層困難になると予想されることから、会津圏域地域公共交通再編実施計画に基づき、広域路線バスの運行経路が変更されます。

本町に関係する路線のうち、「喜多方・坂下線」については喜多方市内の起終点を「有隣病院」とし、「若松・坂下線」については「神明通り」及び「竹田病院」を経由する便を設定するというものであり、令和2年10月より運行開始となる予定であります。

今後とも、県や近隣市町村、バス事業者と連携し、通勤・通学や通院など日常生活に欠かせない移動手段の確保に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

特に、新規事業であるインフルエンザ予防接種助成事業につきましては、感染症の拡大防止を図るため、0歳から64歳までの町民のうち、インフルエンザ予防接種を希望する方々に対し、接種費用の一部を助成することといたしました。

この事業により、予防接種が受けやすい体制の整備、重症化予防、医療現場の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。なお、この事業につきましては、一般会計補正予算に計上し、本定例会に上程いたします。

次に、建設行政について申し上げます。

橋梁長寿命化修繕事業につきましては、橋梁修繕工事1橋及び道路橋梁定期点検16橋について順次発注し、町営古町川尻団地給水設備等改修工事につきましては、8月に工事に着手しており、両事業とも年度内完成を目指し進めてまいります。

坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、8月に都市計画道路坂下羽林線の道路築造工事が完了し、引き続き都市計画道路坂下喜多方線の整備に向けて1戸6棟の家屋移転を進めてまいります。

公共下水道事業につきましては、坂下西処理区において、新町ほか地内の380mの管渠埋設工事が既に着手済みであり、11月下旬の完成に向けて進めてまいります。

坂下中央処理区においては、茶屋町ほか地内の183mの管渠埋設工事が既に着手済みであります。坂下東処理区におきましては、羽林地内の21mの管渠埋設工事が既に着手

済みであり、両工事とも 10 月下旬の完成に向けて進めてまいります。

このほか計画しております坂下西・坂下中央処理区の管渠埋設工事につきましても、順次発注し、年度内の完成に向けて進めてまいります。

上水道事業につきましては、計画しております下水道管渠埋設工事に伴う配水管布設替工事について、年度内完成に向けて進めており、施設や設備等の更新や修繕についても、順次進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

本年の水稻の生育状況につきましては、年度当初から、暖冬による水不足の影響や、停滞する梅雨前線による日照不足と低温の影響が懸念されましたが、梅雨明けからの天候回復により生育状況は平年並みとなっております。今後は、秋雨や台風による被害が出やすい時期になってまいりますので、引き続き気象状況等を注視しながら、注意喚起してまいります。

令和 2 年産米の生産状況につきましては、主食用米の作付面積は、生産数量の目安として県より示された 2,105ha に対し、2,255ha の作付となっており、150ha の作付超過となりました。

本町においては、米を作付けしながら需給調整に取り組むことを大きな柱とし、政府備蓄米・飼料用米・加工用米・新規需要米により調整を図ってきたところではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大による、外食産業を中心とした需要の落ち込みから、民間在庫が拡大しており、米価の下落が大変危惧されますので、今後の動向を注視してまいります。

また、年度当初から新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、取引価格が下落している花き、果樹その他園芸作物については、国の支援交付金事業を活用するため、町担い手育成総合支援協議会が事業主体となり手続きを進めているところであります。

米の全量全袋検査につきましては、昨年度も放射性物質が検出されなかったことから、今年度より各地区ごとに 3 地点を抽出したモニタリング検査に移行されます。農業者や集荷業者等からの出荷・販売は、モニタリング検査結果後、自粛が解除された後となることから、解除前に出荷・販売を行わないよう農業者や集荷業者等への周知徹底を図ってまいります。

有害鳥獣駆除事業につきましては、ツキノワグマやイノシシ、ハクビシンなどの目撃情報が昨年度にも増して報告されており、中でも、イノシシの出没及び農作物や農地への被害が急増しております。8 月 20 日現在まで、ツキノワグマとイノシシの捕獲に向けた罠等の設置を 18 回行い、ツキノワグマ 6 頭、イノシシ 4 頭を捕獲したところであります。今後も人的被害や農作物被害を未然に防止するため、注意喚起や誘因物の除去及び藪等の刈り払いをお願いするとともに、電気柵等による防除対策に取り組んでまいります。

7 月 28 日から 29 日に発生した大雨による被害について申し上げます。

農地の被害は、水田等法面の崩落が 1 ヲ所、農業用施設の被害は、排水路への土砂流入 1 ヲ所、農道への土砂流入 1 ヲ所、林道の路肩亀裂 1 ヲ所の被害が確認されました。

現在、農地及び農業用施設の災害復旧について、来期の作付けに支障がでないよう取り組みを進めているところであります。

次に、商工業及び観光物産行政について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業支援につきましては、町独自支援策として、6月より「営業自粛協力事業者応援金」、「感染防止対策事業者応援金」、「テイクアウト参入促進飲食店応援金」の受付、及び給付を行い、8月14日時点で、「営業自粛協力事業者応援金」71件、540万円、「感染防止対策事業者応援金」195件、753万円、「テイクアウト参入促進飲食店応援金」12件、60万円となっており、町内事業者の方々に申請いただいております。

学生生活支援事業につきましては、県外で親元を離れ生活している学生を対象に、町の特産品を会津坂下町観光物産協会へ委託し発送するものであり、6月より受付を開始し、8月14日時点で122名の学生にお届けしております。故郷の物産品を受け取った学生の方々より、お礼のメールも寄せられております。

10月から開始する学生生活支援事業の2次募集分につきましては、県外だけでなく、親元を離れて生活している県内の学生にも対象を拡大し実施してまいります。

また、首都圏でのイベントに参加が出来ない状況から、本町の事業者と消費者を直接結びつけることを目的に、会津坂下町観光物産協会で「会津坂下町ふるさと産品ネットショップ」を開設いたしました。消費者の負担軽減につなげるため、送料分を町が負担する事業を実施し、8月14日時点で65件の申請があったところであります。

小売業・飲食業など町内事業者の多くが、売上の減少や経営活動が停滞している状況にあり、それらを打破するため、第2次の支援策として、事業者及び商工会が主体となり、プレミアム率30%、発行総額1億9,500万円の会津坂下町プレミアム付き商品券「がんばる坂下応援券」を8月8日・9日に販売し、完売となりました。地元消費の促進により地域経済の活性化が図られるものと考えております。

また、実質無利子型となる「会津坂下町新型コロナウイルス対策特別資金信用保証料補助」及び「空気清浄機設置補助」を創設し、随時申請を受付しております。加えて、町民の健康と福祉向上のために、「糸桜里の湯ばんげ」の入湯利用券2,000円分を、9月下旬から10月にかけて全世帯に配布したいと考えております。

四大まつりにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「ばんげ夏まつり」は中止といたしましたが、8月8日に「会津坂下町希望のひかり事業」として、疫病退散祈願の花火を打ち上げております。また、「ばんげ秋まつり」については、規模縮小し、神事のみで開催と決定しております。

物産等販売促進事業につきましては、昨年に引き続き、8月3日から姉妹都市である埼玉県北本市の農産物直売所「桜国屋」に、本町の物産品販売特設ブースを設置いたしました。本年度につきましては、来年1月下旬まで設置する予定であります。

また、県内の取り組みとして、極上の会津プロジェクト協議会主催の「会津サマースカイフェス」への参加、また、コラッセふくしまにおいて「冷やしラーメンフェア」を実施し、本町物産品のPR及び販売促進を図っております。県外の取り組みでは、新型

コロナウイルス感染症の影響によりイベント開催を見合わせておりますが、埼玉県富士見工業団地工業会において、本町物産品のカタログ販売を行ったところであり、さらに、北本市役所やグリコ北本工場にも、カタログ販売をお願いしているところでもあります。

次に、教育行政について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、国の学校における衛生管理マニュアルに基づき、児童生徒の命と健康を守ることを最優先しながら、具体的な活動場面ごとに対策を徹底し、教育活動を行っているところでもあります。

小中学校においては、臨時休業により授業の遅れがありましたが、全面再開までの間に、いち早く分散登校や短縮授業等を実施することにより、幼稚園も含め、夏季休業は8月1日から8月23日とし、8日間の短縮で対応することができました。

今後は、第2波による感染拡大や、冬期のインフルエンザ等の流行が危惧されるころではありますが、引き続き、感染及び感染拡大のリスクを可能な限り低減しつつ教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びを保障してまいります。

ギガスクール構想に基づく、教育ICT環境の整備につきましては、「1人1台端末」の早期実現をめざし、ハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速するために、制度に係る補助及び、新型コロナ対応交付金を最大限活用し、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を実現してまいります。

次に、令和元年度一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入合計73億9,477万22円、歳出合計71億1,242万6,382円で、歳入歳出差引額2億8,234万3,640円となりました。前年度と比較し、歳入では2,997万円の増、歳出では8,266万3千円の増となりました。

歳入における増減の主なものとして、町税では町民税個人分は375万8千円の増で徴収率も現年度分98.99%となったことから、個人県民税優良町知事感謝状を受賞しております。固定資産税は1,769万7千円の増、軽自動車税は113万3千円の増、また、自動車税制の改正により新たに導入された環境性能割は50万3千円となりました。

普通交付税につきましては4,263万8千円の増、特別交付税は38万6千円の増、震災復興特別交付税は1,094万4千円の減となり、地方交付税全体では3,208万円の増となりました。

国庫支出金につきましては、6,849万円増の5億1,404万2千円となりました。主要因として、増額となったものはプレミアム付き商品券事業補助金、社会資本整備総合交付金、ブロック塀・冷暖房施設対応臨時特例交付金などであり、減額となったものは児童手当負担金、放射性物質汚染廃棄物処理事業交付金、文化財保存事業費補助金などです。

県支出金につきましては、9,519万3千円減の6億3,486万円となりました。主要因として、増額となったものは子ども・子育て支援交付金、産地パワーアップ事業補助金などであり、減額となったものは福島県営農再開支援事業交付金、農地集積協力金交付金、農村地域防災減災事業費補助金、ふくしま森林再生事業補助金などです。

寄附金につきましては、一般寄附金及びふるさと納税寄附金ともに増加したこと、また台風 19 号の被災に対する義援金があったことにより前年度比 582 万 4 千円増の 3,758 万 3 千円となりました。

町債は、臨時財政対策債の減などにより前年度比 6,715 万 6 千円減の 4 億 7,010 万 4 千円となりました。

歳出につきましては、総務費は、給料、職員手当などの減、及び財政調整基金への積立ての増額などにより 1 億 2,442 万 1 千円の増、民生費は、介護保険特別会計への繰出金や自立支援給付費の増、プレミアム付き商品券事業の実施などにより 5,879 万 8 千円の増、衛生費は、指定廃棄物保管業務の完了による減、会津若松広域市町村圏整備組合への負担金の増などにより 166 万 4 千円の増、農林水産業費は、福島県営農再開支援事業の完了による減、経営体育成支援事業費の減、水田農業構造改革地域調整推進事業費の減、ため池の点検・耐震調査事業費の減などにより 1 億 1,198 万 5 千円の減、土木費は、橋梁整備工事費の増、防雪サブセンター建設事業の完了による減、暖冬による除雪経費の減などにより 1,076 万円の減、教育費は、町民体育館除却工事、埋蔵文化財センター整備工事の完了による減、学校給食の喫食数の減による賄い材料費の減、小・中学校への空調設備設置事業による増などにより 3,378 万円の増となったものであります。

次に、国民健康保険特別会計決算について申し上げます。

歳入 19 億 1,083 万 4,370 円、歳出 17 億 8,505 万 1,482 円で、歳入歳出差引残額 1 億 2,578 万 2,888 円となりました。国保税の確実な収納は、目的税の観点からも国保事業運営の根幹をなすものであります。今後も国保財政健全化のため、収納率向上に努めてまいります。

また、特定健診受診率の向上を図り、疾病の早期発見、早期治療をすることにより、重症化や長期化を予防し、医療費の抑制につなげてまいります。

次に、介護保険特別会計決算について申し上げます。

歳入 22 億 7,751 万 3,923 円、歳出 21 億 5,113 万 2,633 円で、歳入歳出差引残額 1 億 2,638 万 1,290 円となりました。令和元年度は第 7 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の 2 年目でありましたが、高齢者の増加とともに、介護認定者も増加傾向にあり、介護サービスを利用される町民の方々も年々増加しております。

今後は、より一層の計画の推進を図り、町民の皆様が要介護状態にならないように、また、できる限り住み慣れた地域で元気な生活を送ることができるように、様々な事業を展開してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計決算について申し上げます。

歳入 1 億 8,204 万 8,151 円、歳出 1 億 8,082 万 8,269 円で、歳入歳出差引残額 121 万 9,882 円となりました。歳入につきましては、保険料と町からの繰入金であり、歳出の 99.6%は県後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

次に、下水道事業特別会計決算について申し上げます。

歳入 3 億 8,882 万 5,167 円、歳出 3 億 8,824 万 2,167 円となりました。これは、処理場の維持管理費、並びに管渠設計積算業務委託費及び坂下西・坂下中央処理区の管渠埋

設工事が主な事業となっております。なお、坂下西・坂下中央処理区の管渠埋設工事費 5,260 万円を翌年度に明許繰越をしたところであります。

次に、坂下東第一土地区画整理事業特別会計決算について申し上げます。

歳入 1 億 9,885 万 2,848 円、歳出 1 億 9,492 万 5,848 円となり、都市計画道路坂下羽林線道路築造工事、家屋移転補償等が主な事業となっております。なお、工事請負費及び家屋移転補償費 6,681 万 4,000 円を翌年度に明許繰越をしたところであります。

次に、農業集落排水事業特別会計決算について申し上げます。

歳入、歳出とも 8,204 万 3,993 円となりました。これは、処理場の維持管理費及び農業集落排水事業最適整備構想策定に係る業務委託費が主な事業となっております。

次に、水道事業会計決算について申し上げます。

損益勘定については、営業収益は消費税額を除いた金額 3 億 8,622 万 4,689 円で、これに対し、営業費用は 4 億 907 万 8,634 円となり、差引営業損失が 2,285 万 3,945 円となりました。営業外収益は 6,342 万 7,847 円で、これに対し、営業外費用は 1,530 万 8,759 円となり、差引営業外利益が 4,811 万 9,088 円となりました。よって、経常利益が 2,526 万 5,143 円となり、特別損失の 1,196 万 1,001 円を差し引いた当年度純利益は 1,330 万 4,142 円となりました。

この結果、その他未処分利益剰余金変動額 2,320 万 9,002 円を加え、当年度未処分利益剰余金は 1 億 8,032 万 9,660 円となりました。

資本勘定については、資本的収支は、消費税額を含んだ支出額 1 億 2,831 万 4,804 円に対し、収入額 2,318 万 9,676 円となり、その不足額 1 億 512 万 5,128 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填いたしました。

今後とも収率の向上と事務の効率化・合理化に努めるなど、経営体質の強化を図ってまいります。

最後に、補正予算について申し上げます。特に、令和 2 年度一般会計補正予算（第 6 号）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 5,959 万 1 千円を追加し、93 億 8,636 万 9 千円とするものであります。

歳入の主なものは、普通交付税の確定による 1 億 8,954 万 3 千円の増、令和元年度からの繰越金の確定による 2,990 万 3 千円の増のほか、ギガスクールの環境整備のためのネットワーク環境や情報機器整備に係る国庫補助金が 4,747 万 9 千円の増などを計上いたしました。なお、町債につきましては、臨時財政対策債発行可能額確定による 3,651 万 5 千円の増額などを計上したものであります。

歳出の主なものは、令和元年度決算額の確定に伴い財政調整基金への積立てが 4,300 万円の増、後期高齢者医療療養給付費が確定したことに伴う繰出金 8,459 万 4 千円の増、ギガスクールの環境整備のための小・中学校での工事費等が 1 億 2,825 万 2 千円、その他施設修繕費などを計上しました。また、新型コロナウイルス感染症対策として 0 歳から 64 歳までの町民のインフルエンザ予防接種への助成事業として新規で 1,508 万 9 千

円を計上しました。

これらの案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりですが、その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、なにとぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げまして、私のあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第 60 号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 4、議案第 60 号「教育委員会委員に任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第 60 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

会津坂下町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 内海真喜子

令和 2 年 9 月 3 日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

経 歴 書

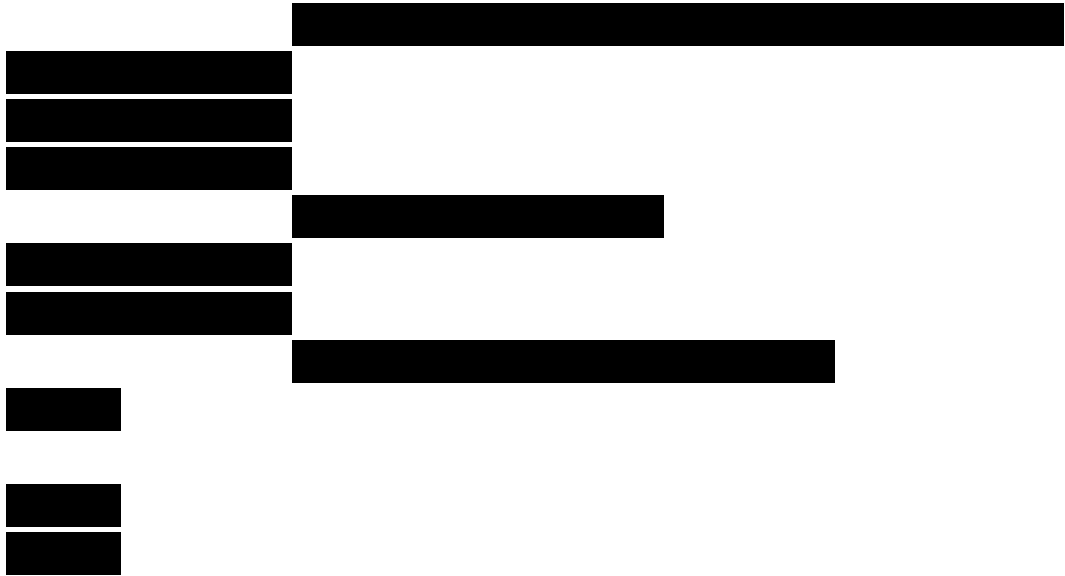
本 籍

現 住 所

内 海 真 喜 子

学 歴

職 歴 等



◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

議案第 60 号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の提案理由をご説明申し上げます。

教育委員会委員としてご尽力をいただいております田崎ヒロ子氏におかれましては、平成 28 年 10 月より教育委員としてお務めをいただいておりますが、令和 2 年 9 月 30 日をもって任期満了となります。

田崎教育委員には、高い識見をもって、教育行政をめぐる諸問題に対し、精力的に取り組んでいただき、多大なるご貢献を賜りました。そのご労苦とご功績に対しまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、内海真喜子氏を推薦申し上げます。

内海氏は、これまでの多方面にわたるご活躍や元教育者としてのお立場から、我が町の教育委員として大変ふさわしい方であると考えております。

なにとぞ、満場一致のご同意を賜りますよう 心からお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 60 号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

◎議長（水野孝一君）

ただいまの出席議員数は議長を除き 13 名であります。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 4 番、赤城大地君、5 番、横山智代君のお二人を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

◎議長（水野孝一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「配付漏れなし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

配付漏れがないようですので、投票箱を改めます。

(投票箱点検)

◎議長（水野孝一君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は無記名であります。本案を可とする諸君は賛成と、本案を否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。白票及び賛成、反対のいずれも確認しがたい投票は会議規則第 84 条の規定により反対とみなして取り扱います。

それでは、職員に点呼を命じます。

(点呼投票)

◎議長（水野孝一君）

投票漏れはありませんか。

(「投票漏れなし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の立ち会いを求めます。

(開票)

◎議長（水野孝一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 13 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 12 票。反対 1 票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第 60 号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、これに同意することに決定されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

(午前 11 時 07 分)

再開は 11 時 20 分といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

会議を再開します。

(午前 11 時 20 分)

◎議案第 61 号の上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 5、議案第 61 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

議案第 61 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 春日芳則

令和 2 年 9 月 3 日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

経 歴 書

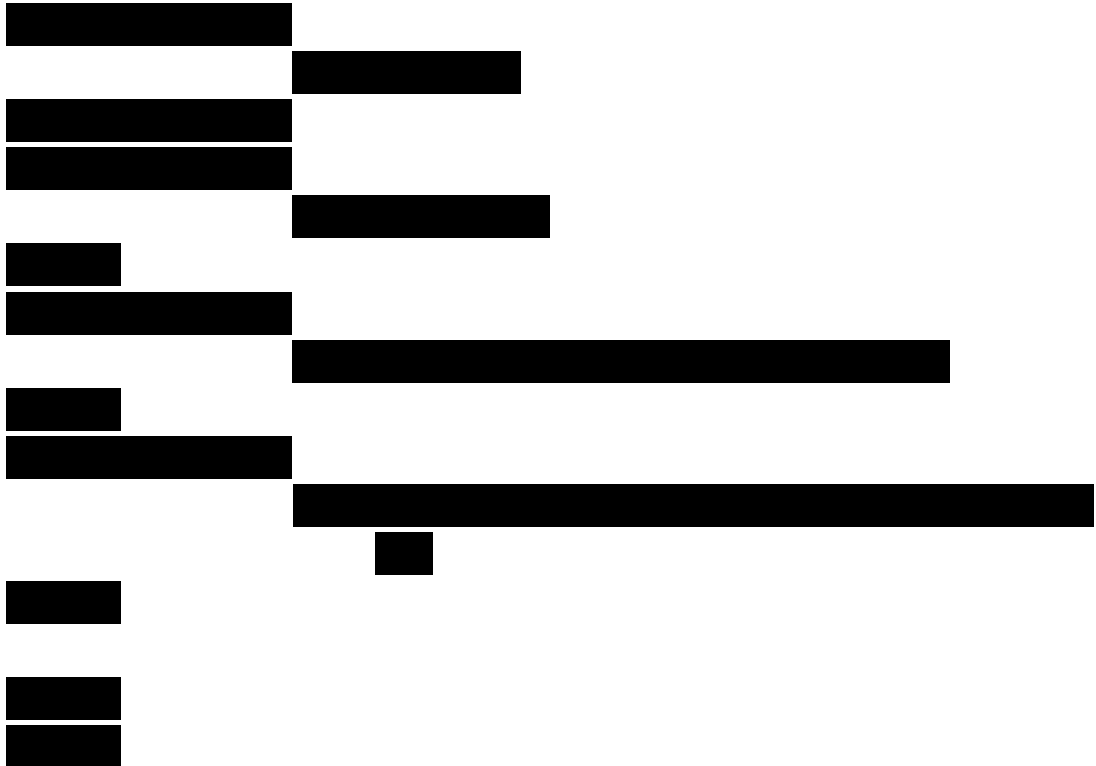
本 籍

現 住 所

春 日 芳 則

学 歴

職 歴 等



◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

議案第 61 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております春日芳則氏は、令和 2 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員としてご活躍いただきたく、推薦申し上げるものであります。

春日氏におかれましては、平成 29 年 10 月から 1 期 3 年間 3 ヶ月、人権擁護委員として、誠心誠意ご尽力を頂いてまいりました。心から感謝と敬意を表するものであります。その人格・識見等から見ましても、我が町の人権擁護委員として大変ふさわしい方であると信ずるものであります。

なにとぞ、満場一致のご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 61 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決
いたします。
本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。
よって、議案第 61 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、こ
れを適任者と認めることに決定いたしました。

◎議案第 62 号の上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 6、議案第 62 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議
題といたします。
議案とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第 62 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 藤田義則

令和 2 年 9 月 3 日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

経 歴 書

本 籍

現 住 所

藤 田 義 則

学 歴

[REDACTED]

職 歴 等

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

議案第 62 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由を説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております佐藤宗弘氏が、令和 2 年 12 月 31 日をもって任期満了を迎えます。

佐藤宗弘氏におかれましては、平成 23 年 10 月から 3 期 9 年 3 ヶ月間、人権擁護活動にご尽力をいただきました。そのご功績に対し心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、藤田義則氏をご推薦申し上げます。藤田氏は、経歴、また人格・識見等から見ましても、我が町の人権擁護委員として大変ふさわしい方であると信ずるものであります。

今後のご活躍を期待いたしまして、ご推薦申し上げますので、なにとぞ、満場一致のご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 62 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 62 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任者と認めることに決定いたしました。

◎議案第 63 号の上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 7、議案第 63 号「専決処分の報告及びその承認について」「専決第 10 号 令和 2 年度 会津坂下町 一般会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

議案第 63 号 「専決処分の報告及びその承認について」

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決第 10 号 令和 2 年度 会津坂下町 一般会計補正予算(第 5 号)

令和 2 年 9 月 3 日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

◎議長(水野孝一君)

本案に対する説明を求めます。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議案第 63 号「専決処分の報告及びその承認について」「専決第 10 号 令和 2 年度 会津坂下町 一般会計補正予算(第 5 号)」についてご説明いたします。

第 1 条第 1 項につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 56 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 90 億 2,677 万 8 千円とするものであります。

第 2 項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」とするものであります。

この専決処分につきましては地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 2 年 8 月 6 日に専決したもので同条第 3 項の規定により議会へ報告し承認を求めるものであります。

この補正予算は 7 月 28 日から 29 日にかけての豪雨により発生した災害を復旧する補正予算であります。

1 ページをご覧ください。「第 1 表歳入歳出予算補正」であります。詳細は事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の 1 ページをご覧ください。

1、総括であります。歳入につきましては、11 款「分担金及び負担金」56 万円の増額であります。

2 ページをご覧ください。歳出であります。

8 款「土木費」は 250 万円の増額、11 款「災害復旧費」は 880 万円の増額、13 款「予備費」は 1,074 万円の減額補正であり、財源内訳としまして、「その他」が 56 万円の増額となっております。

3 ページをご覧ください。2、歳入であります。

11 款 1 項 3 目「災害復旧費分担金」は、農地災害が発生した青津区・大上区の災害復

旧に係る費用の 35%を受益者分担金として受領するもので、56 万円を増額いたしました。

4 ページをご覧ください。3、歳出であります。

8 款 2 項 2 目「道路維持費」は、豪雨により破損等が生じた町道や排水路を修繕するもので、沖・新村線道路陥没修繕外 5 ヲ所分の事業費 120 万円を計上いたしました。

8 款 3 項 2 目「河川維持費」は、豪雨により崩落があった和泉地区の「滝の川」の護岸洗掘により堆積した土砂の撤去費として 130 万円を計上しました。

11 款 1 項 1 目「農業施設災害復旧費」は、豪雨により発生した農業施設の災害復旧を図るもので、只見川農免農道法面崩落復旧で 30 万円、青津地区畑地法面崩落復旧で 40 万円、大上地区水路堆積土砂撤去で 120 万円、合計 190 万円を計上いたしました。2 目「林業施設災害復旧費」は、豪雨により発生した林業施設の災害復旧を図るもので、勝方地区の「宮の森林道」法面崩落を復旧するもので 40 万円を計上いたしました。

5 ページをご覧ください。

2 項 1 目「公共土木施設災害復旧費」は、豪雨により発生した公共土木施設の災害復旧を図るもので、洲走地区の滝沢川護岸復旧で 200 万円、宇内地区の宇内 1 号線道路洗掘土砂撤去で 70 万円、見明南線流出土砂撤去で 70 万円、天屋地区の東松 3 号線法面崩落復旧で 130 万円、勝大 2 号線法面崩落復旧で 70 万円、杉山 4 号線法面沈下復旧で 60 万円、塔寺宇内線流出土砂撤去で 50 万円、合計で 650 万円を計上いたしました。

13 款 1 項 1 目「予備費」は、歳入歳出調整により 1,074 万円の減額といたしました。以上、説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 63 号「専決処分の報告及びその承認について」「専決第 10 号 令和 2 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 5 号）」を採決いたします。

この採決は、挙手をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 64 号の上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 8、議案第 64 号「財産の取得について」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第 64 号 「財産の取得について」

次のとおり動産の買入れするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

(1) 財産（動産）の名称・種類・数量

・避難所用ダンボール製簡易ベッド

セッツカートン株式会社または J パックス株式会社製

高さ 350×幅 900×奥行き 1,900mm

850 セット

・避難所用パーテーション

セッツカートン株式会社または J パックス株式会社製

高さ 1,450×幅 650mm×12 枚

850 セット

(2) 取得の目的 指定避難所等における新型コロナウイルス感染防止のため

(3) 取得の方法 指名競争入札

(4) 所得予定価格 1,335 万 1,800 円

(5) 取得、買入れの相手方

会津若松市材木町 1 丁目 10 番 22 号

株式会社 ホシノ

代表取締役 五十嵐要介

令和 2 年 9 月 3 日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

それでは、議案第 64 号「財産の取得について」ご説明を申し上げます。

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めたいというものであります。

この度の「財産の取得」につきましては、コロナ禍におきまして自然災害等が発生し避難を要する場合に、防災用資器材として、「避難所用段ボール製簡易ベッド」及び、「避難所用パーテーション」を、それぞれ 850 セットを備えるため、「新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金」を活用し取得をするものであります。

1 としまして、財産（動産）の名称、種類、数量につきましては、「避難所用段ボール製簡易ベッド」および、「避難所用パーテーション」それぞれ、850 セットを購入するものであります。

2 としまして、取得の目的につきましては、指定避難所等における新型コロナウイルス感染防止のためであります。

3 としまして、取得の方法は、指名競争入札により実施をいたしました。

4 としまして、取得予定価格は、1,335 万 1,800 円で、消費税を含んだ金額であります。

5 としまして、取得、買い入れの相手方ではありますが、会津若松市材木町 1 丁目 10 番 22 号 株式会社 ホシノ 代表取締役 五十嵐要介であります。

別紙入札結果表をご覧をいただきたいと思います。

落札価格が、1,213 万 8,000 円で、消費税 121 万 3,800 円となります。以下、会津消防用品株式会社、有限会社豊和防災サービス、福島ミドリ安全株式会社、4 社の入札結果であります。

説明は、以上であります。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 64 号「財産の取得について」を採決いたします。

この採決は、挙手をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 65 号から議案第 84 号の上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 9、議案第 65 号「会津坂下町議会議員及び会津坂下町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」から議案第 84 号「令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」までの 20 件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を、職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

- | | |
|----------|---|
| 議案第 65 号 | 会津坂下町議会議員及び会津坂下町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例 |
| 議案第 66 号 | 会津坂下町税条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第 67 号 | 会津坂下町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 68 号 | 会津若松地方広域市町村圏整備組合規約の変更について |
| 議案第 69 号 | 会津若松地方土地開発公社の解散について |
| 議案第 70 号 | 令和元年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 71 号 | 令和元年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 72 号 | 令和元年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 73 号 | 令和元年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 74 号 | 令和元年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 75 号 | 令和元年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 76 号 | 令和元年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 77 号 | 令和元年度会津坂下町水道事業会計決算認定について |
| 議案第 78 号 | 令和 2 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 6 号） |

議案第 79 号	令和 2 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 80 号	令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 81 号	令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 82 号	令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 83 号	令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 84 号	令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

◎議長（水野孝一君）

これより一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第 65 号及び議案第 66 号について説明願います。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

それでは、議案第 65 号「会津坂下町議会議員及び会津坂下町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」について、ご説明をいたします。

この度の、条例制定は、令和 2 年 6 月に公布されました「公職選挙法の一部を改正する法律」におきまして、町村の議会議員選挙及び、町村長選挙における選挙運動について、公営とすることができる。とされたことによるものであり、具体的には、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの経費を公費負担で、できるとするものであります。

第 1 条は、本条例の趣旨について記載をしたものであり、今回の法改正において、町議会議員及び、町長の選挙におきまして、「選挙運動用自動車」いわゆる選挙カーですが、選挙カーと、「選挙運動用ビラ」、「選挙運動用ポスター」について、「公営」とすることに關し、必要な事項を定めるものであります。

第 2 条は、「選挙運動用自動車」について公費負担とすることを定めるものでありまして、公費負担額については、候補者は、立候補の届け出のあった日から、当該選挙の期日の前日まで、いわゆる選挙運動の期間において、1 日当たり、6 万 4,500 円を上限に使用した日数分について、公費負担とすることが出来るとするものであります。この金額については、公職選挙法施行令で定められているものであります。

また、選挙が無投票となった場合には、投票日についてのみ公費負担となります。また、当該候補者に係る供託金が、町に帰属する場合（いわゆる供託金の没収となる場合）には、公費負担とはならないとするものであります。付け加えますが、公職選挙法で、新たに町村議会議員選挙に供託金制度が導入され、その金額は 15 万円であります。

第 3 条は、「選挙運動用自動車」を、公費負担で使用するにあたり、有償契約を締結すること及び、町選挙管理委員会に対して所定の届け出をする必要があること定めるもの

であります。

「道路運送法」に規定する「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、いわゆる、タクシー、ハイヤー等事業者で、貸し切り型の、「旅客運送事業者」であり、それらと契約を締結する場合には、自動車の借入れ、燃料代、運転手の雇用を一括して含んだ契約となります。

「その他の者」とは、レンタカー業者等から、自動車を借入れて、使用する場合がありますが、その場合は、自動車の借入れ、それから燃料代、運転手の雇用については、それぞれの事業者や雇用者と個別に契約を締結する必要があります。

また、生計を一にする親族が所有するマイカーを借りる場合は、その親族が、自動車を貸し出す業務を行っていないければ、公費負担の対象とは、ならないとするものです。

なお、選挙運動用自動車において、公費負担の対象となるのは、自動車の借入れ、燃料代、運転手の雇用代に限られるもので、車載用の看板の取り付け代や拡声器のレンタル代等は公費負担の対象外であります。

2 ページをご覧いただきたいと存じます。

第4条は、選挙運動用自動車を使用するにあたっての、各契約の公費の支払いについて定めるものであります。各号に規定した公費負担額について、契約した事業者等からの請求に基づき、当該事業者等へ支払うことを定めるもので、第1号(1)は、タクシー等事業者との、ハイヤー方式による契約における限度額であり、選挙運動期間中に、使用した日数について、1日当たり、6万4,500円を上限とした契約単価額を公費負担とするものです。

第2号(2)は、ハイヤー方式以外の、個別契約による各契約の公費負担額について定めるものであります。

「ア」は、自動車の借入れ契約について定めるものであり、1日当たり1万5,800円を上限とし、同一の日において、2台以上の自動車を使用した場合は、候補者が指定する1台分のみについて公費負担の対象とするものであります。

「イ」としまして、3ページになりますが、「イ」は燃料の供給に関する契約について定めるものでありまして、燃料代については、1日当たり7,560円を上限とし、公費負担の適用を受ける場合には、事前に町選挙管理委員会へ申請し、契約する燃料供給事業者や使用する車両のナンバー等の確認を受けておくこととするものであります。

「ウ」として、運転手の雇用に関する契約について定めるものであり、1日当たり、1万2,500円を上限とし、同一の日において、2人以上の運転手を雇用した場合は、候補者が指定する1人分のみについて公費負担の対象とするものであります。

第5条は、選挙運動用自動車の契約について、定めるもので、同一の日に、ハイヤー方式による契約と、その他の方式による契約があった場合には、候補者が指定した一方の契約のみについて、公費負担の対象とするものであります。

第6条は、選挙運動用ビラの作成費用について、公費負担とすることを定めるものであります。なお、選挙運動用自動車と同様にビラにつきましても、当該候補者に係る供託金が、町に帰属する場合には公費負担とはならないとするものであります。

4 ページをご覧くださいと思います。

第 7 条になります。第 7 条は「選挙運動用ビラ」を公費負担により、作成するにあたり、業者と有償契約を締結すること及び、その旨を町選挙管理委員会に対して、届け出をする必要があること定めるものであります。

第 8 条は、選挙運動用ビラの作成について、公費負担の限度額と事業者からの請求に基づき、当該事業者へ支払うことを定めるものであります。作成単価については、公職選挙法施行令により、1 枚当たりの単価 7 円 51 銭を上限額として、作成枚数は、公職選挙法において、町議会議員選挙が、候補者 1 人当たり 1,600 枚、町長選挙は 5,000 枚、とそれぞれ規定がされておりますので、その枚数を上限とした作成枚数分について、公費負担とするものであります。

第 9 条は、選挙運動用ポスターの作成費用について、公費負担とすることを定めるものであります。なお、選挙運動用自動車及び、ビラと同様にポスターにつきましても、当該候補者に係る供託金が、町に帰属する場合には、公費負担とはならないとするものであります。

第 10 条は、選挙運動用ポスターを公費負担で作成するにあたり、業者と有償契約を締結すること及び、その旨を町選挙管理委員会に対して、届け出をする必要があること定めるものであります。

第 11 条は、選挙運動用ポスターの作成について、公費負担の限度額と事業者からの請求に基づき、当該事業者へ支払うことを定めるものであります。

4 ページから 5 ページになります。

公費負担額は、公職選挙法施行令に定められた、1 枚あたりの単価 393 円 80 銭に、ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、23 万 2,875 円を加え、その金額をポスター掲示場の数で、除して得た金額を 1 枚あたりの作成単価の上限額として、その作成単価に、ポスター掲示場の数に相当する枚数を上限としたポスター作成枚数を乗じて得た金額となるということであります。

第 12 条は、本条例の施行に必要な手続きについて、町選挙管理委員会へ、様式等規程の作成を委任するものであります。

附則の 1 としまして、この条例の施行の日を定めるものでありまして、公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日である令和 2 年 12 月 12 日を施行日としたいとするものであります。

附則の 2 としまして、この条例の施行日以後に告示される選挙について適用し、施行日の前日までに、告示された選挙については、従前の例によることとしたいとするものであります。

説明は以上となります。

続きまして、議案第 66 号「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正に伴い、関係条文を改正するものであります。

第1条と第2条により、条立てによる、条例の改正となります。

主な改正点といたしましては、「未婚のひとり親に対する税制上の措置及び、寡婦（寡夫）控除の見直しに伴う改正」、及び、「軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しに伴う改正」、並びに、「新型コロナウイルス感染症等特例措置」に伴う改正等であります。

まず、条立てによります第1条の改正について、ご説明を申し上げます。

詳細につきましては、資料の「新旧対照表」により、ご説明を申し上げますので、議案の後ろに添付してございます「新旧対照表」をご覧をいただきたいと思います。

新旧対照表の右側の「旧」が、「改正前」、左側の「新」が、「改正後」であり、下線部分が、改正箇所であります。

1 ページを、お開き願います。

第24条第1項、及び第34条の2並びに第36条2の改正は、地方税法の改正に伴うもので、すべての、ひとり親家庭の子どもに対して、公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と、「男性のひとり親と、女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための措置が講じられ、整備するものであります。

第24条第1項第2号の改正は、非課税措置について、「寡夫」の表記を、「ひとり親」と改正するものであります。

次に、第34条の2の改正は、未婚のひとり親を含む、生計を一にする、子を有するひとり親に対し、性別にかかわらず一律の控除額（26万円から30万円）とする、ひとり親控除を、創設するものでありまして、地方税法の改正に伴う、項ずれ及び、文言・字句等を改正するものであります。

次に、第36条の2の改正は、地方税法の改正に伴う項ずれを改正するものであります。

次に、2 ページをお開き願います。

第94条第2項及び、第4項の改正は、近年販売が、拡大している軽量な葉巻たばこが、紙巻きたばこと比較して、税負担が低いことを踏まえ、課税方式が、見直されたことに伴う改正でありまして、ただし書きの部分の、文言等を追加するものであります。

次に、2 ページ下段の附則第3条の2第1項及び、3 ページの第2項並びに第4条第1項の改正は、延滞金等の特例基準割合の引下げ等にかかる、地方税法の改正に伴うものであります。

附則第3条の2第1項の改正は、延滞金の「特例基準割合」という用語を、改正するものであり、同条第2項及び、第4条第1項の改正は、法人住民税の、申告期限の延長の適用を、受けた場合の延滞金の割合を、引下げるものであります。

次に、4 ページをお開き願いたいと思います。

附則第10条及び第10条の2第18項の改正は、「新型コロナウイルス感染症等」に係る、地方税法の改正に伴う、項ずれを改正するものであります。

次に、附則第17条第1項及び、第17条の2第3項の改正は、「長期譲渡所得に係る、個人町民税の課税の特例」に伴う、地方税法の改正であり、項ずれを改正するものであります。

次に、5 ページをお開き願います。

附則第 25 条及び第 26 条は、「新型コロナウイルス感染症等特例措置」に伴う改正であり、第 25 条につきましては、「新型コロナウイルス感染症等に係る、寄付金税額控除の特例」を創設するため、追加をするものであります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府の自粛要請を踏まえて、文化芸術・スポーツイベント等を中止した結果、主催者に大きな損失が、生じている状況を踏まえ、観客等が、入場券等の払戻請求権を放棄した場合には、放棄した金額（上限 20 万円）について、「寄付金税額控除を適用する特例の創設」に伴い追加をしたものであります。

次に、第 26 条につきましては、「新型コロナウイルス感染症等に係る、住宅借入金等特別税額控除の特例」の創設に伴い、追加をするものであります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による、住宅建築の遅延等により、令和 2 年 12 月 31 日までに、居住の用に供することが、できなかった場合などについても、期限内に居住の用に供したものと同様の、住宅ローン控除が、受けられるよう適用要件となる入居期間を 1 年間延長し、令和 3 年 12 月 31 日までとする特例の創設を、追加するものであります。

次に、条立てによる、条例改正の、第 2 条について、ご説明をいたします。

新旧対照表の、6 ページをお開き願います。

第 19 条第 1 項から、15 ページまで、最後になりますが、までの、附則第 3 条の 2 第 2 項の改正は、「国税における、連結納税制度の見直し」に、伴う改正でありまして、地方税法及び、租税特別措置法等の、改正による、条項の追加削除等に伴い、改正をするものであります。

議案の本文に、もどっていただきまして、本文の 5 ページをご覧をいただきたいと思っております。

本文の 5 ページに、附則といたしまして、第 1 条にて、この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から、施行したいとするものであります。

また、ただし書きによりまして、第 1 号から第 4 号により、それぞれの改正時期によりまして、施行年・期日を定めたいとするものであります。

さらに、附則第 2 条は、延滞金に関する経過措置であり、附則第 3 条及び、第 4 条は、町民税に関する経過措置であります。附則第 5 条及び、第 6 条は、町たばこ税に関する経過措置であり、それぞれ、従前の例によりたいとするものであります。

説明は、以上であります。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたします。

（午後 0 時 05 分）

再開は午後 1 時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

次に、議案第 67 号について説明願います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

議案第 67 号「会津坂下町手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、上位法でもあります「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに、行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」によりまして、個人番号通知カードの再交付が行われなくなったことに伴い、手数料を廃止するため所要の改正をするものであります。併せて、関係法表示の整理も行います。

詳細を、別紙参考資料の新旧対照表でご説明しますので、「新旧対照表」をご覧ください。右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後でありまして、下線部分が改正の箇所であります。

1 ページをお開きください。

区分の欄、戸籍法の後に「(昭和 22 年法律第 224 号)」を加え、種類の欄、届出・申請の受理の証明書又は戸籍法の後の「(昭和 22 年法律第 224 号)」を削除します。

2 ページをお開きください。

種類の欄、「個人番号通知カードの再交付手数料」、「1 件につき 500 円」を削除します。

議案本文に戻っていただきまして、3 ページになります。

この条例は、公布の日から施行したいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 68 号から議案第 70 号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議案第 68 号「会津若松地方広域市町村圏整備組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

会津若松地方広域市町村圏整備組合の消防費に係る構成市町村の負担割合につきましては、平成 17 年以降、構成市町村の基準財政需要額の割合をもって負担額を算定して

おりますが、市町村合併後 15 年間認められる「地方交付税の合併算定替」の終了に伴い、会津若松市及び会津美里町が合併前の旧市町村毎に算定していた方式では負担額が算定できなくなる事から、当該負担割合の算定方法を見直すため、地方自治法第 286 条第 2 項の規定により会津若松地方広域市町村圏整備組合規約の一部を変更するものでございます。

別紙、新旧対照表をご覧ください。左側が「新」、右側が「旧」となります。

変更は第 3 条第 1 項に規定する事務についてでございます。

備考欄の旧会津若松市・旧北会津村及び旧河東町の前年度基準財政需要額の合計で求める算定に関する事項を削除し、備考欄の文言削除に伴う負担割合欄の文言を変更するもので、「地方交付税に規定する消防費に係る前年度の基準財政需要額に備考欄に掲げる数値を乗じて得た額の各組合市町村の同額の合計額に対する按分率」を「地方交付税に規定する消防費に係る前年度の基準財政需要額割 100%」に変更するものであります。

次に参考資料をご覧ください。

算定方法の変更による負担割合につきましては、会津坂下町が変更前 9.05 であったものが 0.3 増の 9.35 となります。この変更を本年度予算と比較しますと 2 億 6,542 万円であったものが 2 億 6,621 万円となり、80 万円の増額となる予定となります。

なお、本規約の変更につきましては、会津若松地方広域市町村圏整備組合加入の 10 市町村が統一して、議会定例会において議案として提出する事となっております

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 69 号「会津若松地方土地開発公社の解散について」ご説明申し上げます。

公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、会津若松地方土地開発公社を解散するものでございます。

会津若松地方土地開発公社の解散にいたる協議経過等につきましては、別紙の参考資料をご覧ください。

1 の「協議経過」であります。会津若松地方土地開発公社は昭和 48 年の設立以来、設立団体 10 市町村における土地の先行取得及び工業団地造成を実施し、まちづくりに寄与してまいりました。一方、急激な地価の上昇が見られない近年において、土地の先行取得の必要性の低下により、平成 27 年度以降はその実施がございません。

このような中、平成 30 年度から設立団体 10 市町村において、担当課長会議による調査・検討を行うとともに、10 市町村長による協議を行ってまいりました。

次に 2 の「設立団体 10 市町村における協議結果」であります。令和 2 年 1 月 28 日に設立団体 10 市町村長会議において (1) の調査結果のとおり、今後における公社の具体的な利用計画がないことを確認し、債券及び債務がないことから「基本財産」は設立団体 10 市町村から拠出された出資金であり解散に際し出資割合に基づき各市町村に返還する。

また「準備金」は各市町村の事業実施の結果生じた毎年度の当期純利益の累積であり、財務諸表上において各市町村毎に区分されていることから、解散に際し各市町村事務所

の準備金は各市町村に返還される予定であることを確認いたしました。

そのことから(2)の協議結果のとおり会津若松地方土地開発公社は令和2年度に解散することが妥当であると決定しました。

公社の解散にあたっての今後のスケジュールにつきましては、令和2年9月に設立団体10市町村の定例会において「解散の議決」をし、10月以降に準備金を返還するもので、会津坂下町における準備金の返還額は27万4,507円の予定であります。

また、12月には県知事へ解散の認可申請を行い清算手続きを開始いたします。その後、解散登記・清算人登記を行い官報で解散の公告がなされ、令和3年5月に設立団体10市町村に出資金は返還されるもので、会津坂下町における出資金の返還額は90万円の予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第70号「令和元年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付したいというものでございます。

令和元年度決算書についてご説明申し上げます。

歳入決算については、決算書の1ページから4ページに記載がございますが、3ページ、4ページの合計欄をご覧ください。

予算現額75億2,150万4千円、調定額75億7,294万1,909円、収入済額73億9,477万22円、不能欠損額472万8,032円、収入未済額1億7,344万3,855円、予算現額と収入済額との比較1億2,673万3,978円であります。

歳出決算については、5から8ページに記載がありますが、7ページ、8ページの合計欄をご覧ください。

予算現額75億2,150万4千円、支出済額71億1,242万6,382円、翌年度繰越額1億3,024万4千円、不用額2億7,883万3,618円、予算現額と支出済額との比較4億907万7,618円であります。

9ページをご覧ください。歳入歳出差引額は2億8,234万3,640円となります。

次に実質収支についてご説明申し上げます。201ページ、実質収支に関する調書によりご説明申し上げます。

歳入総額73億9,477万円、歳出総額71億1,242万6千円、歳入歳出差引額2億8,234万4千円、繰越明許費繰越額3,744万1千円、実質収支額2億4,490万3千円となりました。昨年度と比較しまして、歳入決算額で2,997万円の増、歳出決算額で8,266万3千円の増、実質収支額で8,243万8千円の減となったものでございます。

次に歳入歳出の詳細について事項別明細書によってご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページ、2ページ、1款1項1目、町民税個人は、給与所得の課税標準額増による所得割額の増により375万8千円増の6億34万8千円となりました。次に2目、法人は、均等割額の増により194万4千円増の7,924万4千円となりました。

次に 2 項 1 目、固定資産税は、坂下厚生総合病院の移転先が宅地介在地となったこと、ドラッグストア等大型店舗の新築、太陽光発電施設の増設などにより、1,769 万 7 千円増の 7 億 3,612 万 6 千円となりました。次に 2 目、国有資産等所在市町村交付金は、国・県の台帳価格の増額により、10 万 5 千円増の 125 万 8 千円となりました。次に 3 項 1 目、軽自動車税は、標準課税が適用される四輪乗用自家用車両の台数が増加したことなどにより、113 万 3 千円増の 5,604 万円となりました。次に 2 目、環境性能割は自動車税制の改正により昨年度より導入されたもので 50 万 3 千円が全額増となりました。次に 4 項 1 目、町たばこ税は、近年の健康志向の高まりからたばこ売上本数が減となっていることから、152 万 8 千円減の 1 億 5,722 万 1 千円となったものです。

3 ページ、4 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目、地方揮発油譲与税は、財源となる税収の減により 279 万 8 千円減の 2,190 万 4 千円、次に 2 項 1 目 自動車重量譲与税は、222 万 9 千円増の 6,308 万 3 千円となりました。

次に 3 款、利子割交付金、4 款、配当割交付金、5 款、株式等譲渡所得割交付金、5、6 ページの 6 款、地方消費税交付金、7 款、自動車取得税交付金、8 款 1 項 1 目、地方特例交付金は、それぞれ県からの通知による増減となっております。次に 8 款 2 項 1 目、子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育・保育の無償化に関する臨時的な交付金で 2,574 万 5 千円が全額増となったものでございます。

次に 9 款 1 項 1 目 地方交付税は、3,208 万円の増となり、交付額は 28 億 4,460 万 6 千円となりました。増額となった主な要因は、普通交付税では、基準財政収入額が市町村民税の増などにより 407 万 8 千円の増となった一方、基準財政需要額では社会福祉費や教育費、過疎対策事業債償還費の増などにより 5,041 万 9 千円の増となり、交付額は 4,263 万 8 千円増の 25 億 8,719 万 9 千円となりました。特別交付税は台風 19 号の被災による災害廃棄物の処理費の増により 38 万 6 千円増の 2 億 4,418 万 3 千円となりました。震災復興特別交付税ではふくしま森林再生事業分が減となったことなどにより 1,094 万 4 千円減の 1,322 万 4 千円となったものでございます。

続いて、7 ページ、8 ページをご覧ください。

11 款 1 項 1 目、農林水産費分担金は、富川及び八方頭首工の受益者分担金ですが、36 万 4 千円増の 148 万 6 千円となりました。次に 11 款 2 項 2 目、民生費負担金は、老人福祉施設入所者数の増などにより老人福祉施設入所費負担金が 17 万円の増、保育料は 107 万 9 千円の減となり、全体で 135 万 1 千円減の 2,636 万 8 千円となったものであります。

9 ページ、10 ページをご覧ください。

3 目、衛生費負担金は会津西部斎苑管理運営連絡協議会負担金 282 万 5 千円の増で 3,224 万 9 千円となりました。次に 4 目、土木費負担金は、市街地用排水路整備の負担金で 64 万 8 千円が全額増となりました。

次に 12 款 1 項 3 目、衛生使用料は火葬炉使用が 17 件増の 590 件で 159 万 9 千円増の 2,087 万 5 千円となったものです。

11 ページ、12 ページをご覧ください。

7 目、土木使用料は住宅使用料の現年分で 73 万 8 千円の減、滞納繰越分で 84 万 8 千円の減となり、全体で 175 万 6 千円減の 6,564 万 6 千円となりました。

13 ページ、14 ページをご覧ください。

8 目、教育使用料の幼稚園保育料は 10 月から預かり保育料が無償化になったことなどにより 335 万 7 千円の減、公民館使用料 10 万 3 千円の減、町民体育館使用料の全額減などにより 354 万円 3 千円減の 589 万 5 千円となったものです。

次に 12 款 2 項 1 目、総務手数料は、税務諸証明手数料、住民票などの住民基本台帳手数料の減により 74 万 3 千円減の 734 万 5 千円となりました。

15 ページ、16 ページをご覧ください。

3 目、衛生手数料は、家庭系ごみ処理手数料が 55 万の増などから 59 万 9 千円増の 1,662 万 2 千円となりました。

次に、13 款 1 項 1 目、民生費国庫負担金は、1 節、障がい者福祉費負担金の自立支援給付費等負担金は対象経費支出額の増に伴い 378 万 7 千円増の 1 億 1,476 万 9 千円、自立支援医療は 16 万 1 千円減の 1,187 万 5 千円、障害児施設給付費等負担金は 154 万 7 千円増の 1,147 万 4 千円となりました。次に 2 節、児童手当負担金は対象児童数が述べ 1 万 8,589 人であり前年度より 715 人減少したことにより 556 万 4 千円減の 1 億 4,524 万 6 千円となりました。

17 ページ、18 ページをご覧ください。

4 節、児童福祉費負担金の施設型給付負担金は町内外の延べ 13 施設 74 人分の国負担分として 742 万 3 千円増の 6,216 万 3 千円となりました。次に 5 節、低所得者保険料軽減負担金は制度の見直しにより軽減額が増額となったことにより 526 万増の 685 万 9 千円となりました。

次に 13 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金ですが、1 節、社会保障・税番号制度整備費補助金は、マイナンバー制度の運用システム改修及び個人番号カード事務経費などで、158 万円減の 453 万 6 千円となりました。次に 2 目、民生費国庫補助金は 3 節及び 4 節のプレミアム付き商品券事業費補助金 1,139 万 9 千円の全額増などにより 1,014 万 4 千円増の 2,649 万 8 千円となりました。次に 3 目、衛生費国庫補助金ですが、妊娠・出産包括支援事業は利用者の増により 57 万 8 千円の増、新規で風しん感染症予防事業で 98 万 7 千円が全額増となった一方、除染廃棄物の処理が完了したことによる交付金 307 万円の全額減などにより 268 万 3 千円減の 399 万 5 千円となりました。次に 4 目、土木費国庫補助金は、1 節、道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金は橋りょうの点検・工事の繰り越し分などにより 1,323 万円増の 5,860 万 2 千円となりました。次に 2 節、住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は、町営古町川尻団地改修工事費の増加などのため 1,466 万円増の 2,354 万円となりました。

19 ページ、20 ページをご覧ください。

5 目、教育費国庫補助金は 1 節及び 2 節のブロック塀・冷暖房設備臨時特例交付金の繰り越し分により 3,374 万 1 千円が全額増、3 節、社会教育費補助金は、埋蔵文化財セ

ンター整備が完了したことによる 1,336 万 7 千円が減となり、2,252 万 3 千円増の 4,065 万 3 千円となりました。

次に 13 款 3 項 2 目、民生費国庫委託金は、基礎年金等事務費交付金が 23 万 3 千円の減などから 22 万 9 千円減の 323 万 9 千円となりました。

21 ページ、22 ページをご覧ください。

14 款 1 項 2 目、民生費県負担金の 1 節、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は低所得者の軽減措置が見直され該当者が大幅に減少したことにより 564 万 6 千円減の 3,652 万 9 千円、低所得者保険料軽減負担金は介護保険制度の見直しにより軽減額が変更となったことにより 263 万円増の 342 万 9 千円となりました。次に 2 節、障がい者福祉費負担金の自立支援給付費等負担金は、対象経費支出額の増により 41 万 6 千円増の 6,192 万 5 千円、障害児施設給付等負担金は 77 万 3 千円増の 573 万 6 千円となりました。次に 4 節、児童手当負担金は対象児童数が述べ 715 人減少したことにより、135 万 8 千円減の 3,194 万 7 千円となりました。次に 6 節、児童福祉費負担金の施設型給付負担金は、町内外の延べ 13 施設 74 人分の県負担分として 104 万 7 千円増の 2,551 万円となりました。

次に 14 款 2 項 1 目、総務費県補助金は、2 節、市町村生活交通対策事業運行費補助金が 265 万 4 千円減、放射能簡易分析装置整備費補助金 186 万 1 千円が衛生費補助金に移行したことなどから、527 万 6 千円の減となりました。

次に 2 目、民生費県補助金は、23 ページ、24 ページの 2 節、老人福祉費補助金の介護初任者及び実務者研修補助事業補助金 12 万円が全額増、介護事業所のリフォームへの補助事業である地域医療介護総合確保基金事業補助金が繰り越し事業で 615 万 6 千円の全額増、3 節、児童福祉補助金の子どもの医療費補助金は 45 万 5 千円の増、ひとり親家庭医療費補助金が 57 万 8 千円の増、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援事業費補助金 948 万円が全額増などにより 1,406 万 8 千円増の 8,908 万円となりました。次に 3 目、衛生費県補助金は、130 万 2 千円増の 520 万 6 千円となりました。1 節、保健衛生費補助金の合併処理浄化槽設置整備事業費補助金は、申請件数の減により 48 万 2 千円の減の 199 万 3 千円となったものです。

25 ページ、26 ページをご覧ください。

放射能簡易分析装置整備費補助金は総務費補助金から移行したことにより 184 万 5 千円が全額増となりました。次に 4 目、農林水産業費県補助金は、1 億 1,216 万 4 千円減の 1 億 9,619 万 5 千円となりました。1 節、農業費補助金の農地集積協力金交付金は集積が進み対象となる農地が減少しているため 888 万円の減、水田農業改革支援事業補助金は 531 万 6 千円の減、経営体育成支援事業補助金は対象事業の減少により 1,046 万 1 千円の減となりました。

27 ページ、28 ページをご覧ください。

ふくしま米オール特A獲得推進事業費補助金及び産地パワーアップ事業は新規事業でそれぞれ全額増、また、放射性物質対策のため圃場に塩化カリを散布する福島県営農支援事業交付金 2,393 万 7 千円が事業完了のため全額減、ため池の耐震調査を行う農村地域防災減災事業費補助金 2,367 万円の全額減となりました。2 節、林業費補助金のふく

しま森林再生事業補助金は事業の内容により 4,405 万 9 千円の減となったものであります。次に 5 目、商工費県補助金は、役場庁舎で実施している自家消費野菜等放射能検査事業補助金が 40 万 6 千円の減、姉妹都市埼玉県北本市の農産物直売所「桜国屋」で物産販売促進等を実施している消費者風評対策市町村支援事業交付金は、22 万 3 千円の増となり、3 万 8 千円減の 777 万 2 千円となりました。次に 6 目、教育費県補助金は、放課後子どもプラン補助金が 40 万 6 千円の減となったほか、フッ化物洗口事業補助金が教育費補助金へ移行したことから、67 万 9 千円減の 193 万 4 千円となりました。次に 7 目、災害復旧費県補助金は、台風 19 号の被災による農地災害等が発生したことから全額増となりました。次に 8 目、消防費県補助金は、団員のヘルメットを整備した消防団安全装備品整備事業補助金が全額増となりました。

次に 14 款 3 項 1 目、総務費県委託金は、1 節、総務管理費委託金のうつくしま権限委譲交付金が 66 万 4 千円の減、3 節、選挙費委託金は福島県知事選挙の執行完了による減、参議院議員通常選挙及び福島県議会議員一般選挙の執行による増、29 ページ、30 ページの 4 節、統計調査費委託金は農林業センサスの実施による増などから、542 万 9 千円増の 1,583 万 1 千円となりました。次に 5 目、土木費県委託金は、消融雪施設清掃業務委託金は、県道分の消融雪施設が追加されたことから 86 万 8 千円の増、県道協力路線除雪委託金は暖冬により除雪作業量が少なかったことから 321 万 7 千円の減などから、97 万 8 千円減の 1,180 万 3 千円となりました。

31 ページ、32 ページをご覧ください。

6 目、教育費県補助金は、小・中学校で実施する人権教育に関する事業にかかる人権教育研究推進事業委託金 19 万 8 千円の増などにより、28 万 8 千円増の 307 万 6 千円となりました。

次に 15 款 1 項 1 目、財産貸付収入は、県職員住宅の入居者がゼロとなったことから 77 万 2 千円の減、旧長井運動場用地が太陽光発電施設の増設により 45 万円の増などにより、58 万 8 千円減の 656 万 4 千円となりました。

33 ページ、34 ページをご覧ください。

15 款 2 項 1 目、不動産売払収入ですが、普通財産売払は、坂下東第一土地区画整理地内の土地 2 筆、字五反田地内の土地 1 筆、大字坂本地内の法定外公共物 1 筆の計 4 筆を売却したことにより 2,224 万 6 千円増の 2,270 万 3 千円となりました。次に 2 目、物品売払収入は、小型除雪車 1 台などの売却により 55 万 2 千円増の 115 万 9 千円となりました。

次に 16 款 1 項 1 目、一般寄附金は、一般寄附が 13 件で 459 万 5 千円、ふるさと納税寄附金が 1,983 件で 3,257 万 1 千円となり、合計で 1,998 件、540 万 7 千円増の 3,716 万 6 千円となりました。次に 2 目、災害寄付金は、台風 19 号の被災に対し福島県町村会など 3 件の寄付があったものであります。

次に 17 款 1 項 1 目、財政調整基金繰入金は平成 30 年度ふるさと納税分 1,692 万円、平成 30 年度一般寄附金分 196 万 7 千円などを各事業へ充当するため繰り入れしたものであり 434 万 8 千円増の 2,088 万 7 千円となりました。3 目、公共施設整備基金繰入金

は、各公共施設の施設修繕の財源として繰り入れたため 153 万 2 千円減の 513 万 4 千円となりました。

35 ページ、36 ページをご覧ください。

18 款 1 項 1 目、繰越金は、純繰越金は 2 億 236 万 1 千円の増、明許繰越し分は 769 万 6 千円の増となり、2 億 1,005 万 7 千円増の 3 億 3,503 万 7 千円となりました。

次に 19 款 1 項 1 目、延滞金、加算金及び過料は、徴収強化により延滞金の発生が少なくなっていることから 138 万 5 千円減の 237 万 8 千円となりました。

37 ページ、38 ページをご覧ください。

19 款 4 項 4 目、学校給食費は、児童生徒の減少による喫食数の減により現年度分で 767 万 3 千円の減、滞納繰越分は 21 万 7 千円の減となりました。また、2 節、幼稚園給食費の預かり保育給食費は 135 万 7 千円の減となりました。

次に 44 ページまで記載の 5 目、雑入の主な増減は、光ケーブル移転補償金が 63 万 4 千円の増、宝くじ助成金が 49 万 6 千円の減、過年度障がい者福祉負担金が国・県あわせて 51 万 7 千円の増、コミュニティ助成事業が 60 万円の増、柳田地区の発掘調査事業委託料が 1,129 万 8 千円の減、多面的機能支払交付金返還金は 5 年間の清算の年度となったため 4,501 万 4 千円の増、プレミアム付き商品券販売収入は 1,928 万 8 千円が全額増となりました。また、袋原大橋の長寿命化点検業務の喜多方市負担金は事業完了により 73 万 2 千円が全額減、過年度施設型給付国県負担金 644 万 3 千円が全額減などとなっており、目で 4,607 万 1 千円増の 1 億 3,278 万 1 千円となりました。

43 ページ、44 ページをご覧ください。

20 款 1 項 1 目、町債の総務債は、コミュニティセンター運営費などの地域づくり推進事業が 590 万円の減、鉄砲町の集会所建設補助 500 万円が全額減により 1,090 万円減の 1,700 万円となりました。次に 2 目、民生債は、子育て支援事業の施設型給付金の増により、300 万円増の 2,580 万円となりました。次に 3 目、衛生債は、会津西部斎苑整備事業で 600 万円減の 40 万円となりました。次に 4 目、農林水産業債は、農業用河川工作物応急対策事業、農村環境改善センター整備事業、ため池等整備事業で 610 万円減の 570 万円となりました。次に 5 目、土木債の 1 節、道路橋りょう債は、道路改良整備事業で 390 万円の減、除雪機械整備事業は小型除雪機械 1 台の更新により 1,100 万円が全額増、防雪サブセンター整備事業は事業完了により 1,500 万円が全額減、橋りょう整備事業は 990 万円の増、が全額増などにより 160 万円増の 3,760 万円となりました。次に 2 節、公園整備事業債は、町民プールのろ過循環ポンプの改修により 120 万円が全額増となりました。

45、46 ページをご覧ください。

3 節、町営住宅整備事業は古町川尻住宅の改修等に係る事業で 1,200 万円の増の 1,270 万円となりました。次に 6 目、消防債は、消防施設整備事業として広域市町村圏整備組合への負担金などに充てるもので、坂下消防署建設の完了などにより 2,990 万円減の 1,850 万円となりました。次に 7 目、教育債は、ブロック塀・冷暖房設備整備事業の実施により 1 億 1,210 万円の増、通学通園安全対策事業は町民体育館跡地の通園バス停留

所整備の完了により 7,940 万円の減、埋蔵文化財センターの整備完了により 1,090 万円の減などにより、4,460 万円増の 1 億 5,590 万円となりました。次に 8 目、臨時財政対策債は、普通交付税算定に伴う発行可能額として、普通交付税の増額により 5,765 万 6 千円減の 1 億 8,670 万 4 千円となりました。次に 9 目、公共土木災害復旧債は、6 月の豪雨及び台風 19 号の被災による災害復旧事業により 700 万円が全額増となりました。

21 款 1 項 1 目、環境性能割交付金は、自動車税制の改正により令和元年度から新規で発生したもので 298 万 8 千円全額が増となりました。

次に歳出についてご説明いたします。47、48 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、議会費は、議員共済会負担金の負担金率の改正により 55 万円の減等により 12 万 9 千円減の 9,764 万 7 千円となりました。

49 ページ、50 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目、一般管理費は、2,997 万 2 千円減の 6 億 1,053 万 8 千円となりました。1 節、報酬では、いじめ問題調査委員会委員報酬 90 万 3 千円が全額減、臨時運転手報酬はバスの運行回数の減により 55 万 8 千円減の 672 万 1 千円、2 節、給料は特別職給料及び一般職給料として、特別職の給料削減及び職員 1 名の減により 320 万 2 千円減の 1 億 2,257 万 8 千円、3 節、職員手当等は退職手当組合負担金 1,898 万 7 千円の減などにより 2,002 万 9 千円減の 1 億 8,710 万 2 千円となりました。

51 ページ、52 ページをご覧ください。

4 節、共済費は、職員共済組合負担金の増などにより 81 万 4 千円増の 1 億 9,986 万 7 千円、7 節、賃金は臨時事務補助員の増により 308 万 8 千円増の 899 万 1 千円、8 節、報償費は、ふるさと納税寄附者返礼品 134 万円の減などにより 134 万 5 千円減の 1,201 万 2 千円となりました。11 節、需用費は、施設修繕料等の増などにより 63 万 8 千円増の 1,873 万円となりました。

53、54 ページをご覧ください。

12 節、役務費は、宅急便の運搬料の増などにより 90 万 4 千円増の 1,349 万 9 千円となりました。

55 ページ、56 ページをご覧ください。

13 節、委託料は、町例規集データベースの委託の見直し、民事事件弁護士委託料の全額減などにより 264 万 5 千円減の 1,484 万 1 千円となりました。次に 14 節、使用料及び賃借料は、公用車のリース満了等により 150 万 4 千円減の 394 万 2 千円となりました。次に 15 節、工事請負費は、小川原地内の町有地の立木伐採で 13 万 2 千円となりました。

57 ページ、58 ページをご覧ください。

4 目、会計管理費は、元号改正に伴うシステム改修委託の完了などにより 17 万 9 千円減の 233 万 3 千円となりました。

59 ページ、60 ページをご覧ください。

5 目、財産管理費は、25 節、積立金の財政調整基金への積み立ての増などにより 1 億 5,967 万 9 千円増の 2 億 8,241 万 1 千円となりました。

61 ページ、62 ページをご覧ください。

6 目、企画費は、2,553 万円減の 1 億 3,915 万 8 千円となりました。1 節、報酬は、地域おこし協力隊 1 名の期間満了などにより 266 万 1 千円減の 164 万円、11 節、需用費は施設修繕費の増により 409 万 1 千円増の 1,282 万 5 千円となりました。

63、64 ページをご覧ください。

14 節、使用料及び賃借料は、路線バス運行維持対策定期券、地域おこし協力隊員の自動車賃借料などの減により 260 万 6 千円減の 473 万 7 千円、15 節、工事請負費は高寺コミュニティセンター屋根塗装工事により 398 万 9 千円増の 436 万 7 千円、19 節、負担金補助及び交付金は、市町村生活バス路線運行負担金、人・川・道の駅推進事業負担金の減、鉄砲町自治会館新築補助金、若者定住促進住宅新築等補助金の全額減などにより 2,818 万 1 千円増の 6,686 万 5 千円となったものでございます。

65 ページ、66 ページをご覧ください。

7 目、交通安全対策費は、1 節、交通安全用品購入費の減などにより 36 万 8 千円減の 191 万 9 千円となりました。

67、68 ページをご覧ください。

8 目、電算管理費は、13 節、委託料のインターネットシステム運用管理支援及び総合行政ネットワーク運用支援の機器等の更新による増などにより 463 万 6 千円増の 7,439 万 3 千円となりました。次に 9 目、地方創生費は、移住・定住支援のおためし住宅の維持管理料で 62 万 4 千円となりました。

69、70 ページをご覧ください。

2 款 2 項 1 目、徴税費の税務総務費は、142 万 7 千円増の 7,063 万円となりました。

71、72 ページをご覧ください。

23 節、償還金利子及び割引料は、法人税や住民税の修正申告等による過誤納還付金の減により 268 万 5 千円減の 398 万 7 千円となりました。

73、74 ページをご覧ください。

2 目、賦課徴収費は、3 年に 1 度の固定資産税の評価替えのための鑑定委託料の増などにより 1,131 万 5 千円増の 1,361 万 1 千円となりました。

次に 2 款 3 項 1 目、戸籍住民基本台帳費は、241 万円減の 3,482 万 1 千円となりました。

75、76 ページをご覧ください。

13 節、委託料は、社会保障・税番号制度システム改修委託料の減などにより 115 万 4,000 円減の 504 万 7 千円、14 節、使用料及び賃借料は、住民基本台帳ネットワークシステム賃借料の減などにより 57 万 6 千円減の 744 万 4 千円、19 節、負担金補助及び交付金の地方公共団体システム機構への負担金は 91 万 2 千円増の 219 万 7 千円となりました。

77 ページ、78 ページをご覧ください。

2 款 4 項 3 目、参議院議員通常選挙費は令和元年 7 月 21 日に執行された選挙の経費で 858 万 7 千円となりました。

79 ページ、80 ページをご覧ください。

4 目、福島県議会議員一般選挙費は、令和元年 11 月 10 日に執行された同選挙の経費

で無投票となり 208 万 8 千円となっております。

81 ページ、82 ページをご覧ください。

5 目、会津坂下町議会議員一般選挙費は令和 2 年 3 月 22 日に執行された選挙の経費で 641 万 4 千円となりました。

83 ページ、84 ページをご覧ください。

2 款 5 項 1 目、統計調査総務費は、職員給料・手当等の減により 3 万 4 千円減の 674 万 6 千円となりました。

85 ページ、86 ページをご覧ください。

2 目、総務統計費は経済センサス基礎調査、3 目、農林統計費は世界農林業センサス、4 目、商工統計費は工業統計調査、5 目、教育統計費は学校基本調査、6 目、国勢調査費は令和 2 年度実施の国勢調査の調査区設定を実施したものでございます。

87、88 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費は、4,649 万 5 千円増の 8 億 4,245 万 8 千円となりました。

89 ページ、90 ページをご覧ください。

13 節、委託料は、民生委員活動費が 80 万 2 千円の増、プレミアム商品券事業のデータ入力業務及び後期高齢者健康診査委託料の全額増などにより 303 万 6 千円増の 1,392 万 2 千円となりました。19 節、負担金補助及び交付金は、県後期高齢者医療連合会負担金が 268 万 2 千円の減、後期高齢者医療療養給付費が 1,429 万円の増などにより 1,275 万 7 千円増の 2 億 2,873 万 5 千円となりました。

91 ページ、92 ページをご覧ください。

20 節、扶助費は、プレミアム付き商品券などで全額増となりました。次に 28 節、繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金が 486 万 5 千円の減、後期高齢者医療特別会計繰出金が保険基盤安定分の減など 753 万 9 千円の減、介護保険特別会計繰出金が低所得者保険料軽減繰出し分の増など 1,659 万 2 千円の増により、418 万 8 千円増の 5 億 3,781 万 5 千円となりました。次に 2 目、障がい者福祉費は 1,530 万円増の 3 億 3,274 万 6 千円となりました。

93 ページ、94 ページをご覧ください。

20 節、扶助費は、居宅介護の利用件数の増加により自立支援給付費が 2,056 万 1 千円の増などにより、1,868 万 7 千円増の 3 億 2,598 万 5 千円となりました。次に 3 目、老人福祉費は、621 万 5 千円増の 5,086 万 4 千円となったものです。

95、96 ページをご覧ください。

19 節、負担金補助及び交付金は、介護事業所のリフォームへの補助金の全額増などにより 615 万 2 千円増の 974 万 6 千円となりました。

次に 3 款 2 項 1 目、児童福祉総務費は、620 万 3 千円増の 4,119 万 8 千円となりました。1 節、報酬の常勤的非常勤職員報酬、4 節、共済費、97、98 ページの 7 節、賃金の主なものは子育てふれあい交流センターの人件費となります。13 節、委託料は幼児教育・保育の無償化にかかるシステム改修業務委託料の増などにより 568 万 6 千円増の

2,873万1千円となったものであります。

99 ページ、100 ページをご覧ください。

23 節、償還金利子及び割引料の過年度償還金は平成 30 年度子ども・子育て支援交付金の確定による返還金です。次に 2 目、児童措置費は、20 節、扶助費の児童手当該当者数が、前年度より述べ 715 人減少したことによる 794 万円の減などにより、766 万 9 千円減の 2 億 942 万 9 千円となったものです。次に 3 目、母子福祉費は、20 節、扶助費のひとり親家庭医療費の増などにより 129 万 4 千円増の 6,086 万 4 千円となりました。次に 4 目、児童福祉施設費は、138 万 2 千円増の 2 億 7,503 万 4 千円となりました。1 節の常勤的非常勤職員報酬の保育士は 537 万 1 千円減の 4,644 万 9 千円となりました。

101 ページ、102 ページをご覧ください。

11 節、需用費は、施設修繕料の増などにより 55 万 8 千円増の 834 万 9 千円となりました。

103 ページ、104 ページをご覧ください。

13 節、委託料の給食業務委託は、喫食数の減により 195 万 9 千円減の 2,215 万 9 千円となりました。

105 ページ、106 ページをご覧ください。

19 節、負担金補助及び交付金の施設型給付費は、町内外の延べ 13 施設 74 人分の給付で 432 万 1 千円増の 1 億 2,221 万 3 千円となりました。23 節、償還金利子及び割引料は、平成 30 年度子どものための教育・保育給付交付金及び施設型給付金の交付額確定による返還金となります。

次に 4 款 1 項 1 目、保健衛生総務費は 268 万 3 千円増の 1 億 2,161 万 2 千円となりました。

107 ページ、108 ページをご覧ください。

13 節、委託料の健康管理システムプログラム改修は風しん検診及びマイナンバーの連携に係るもので全額増となります。19 節、負担金補助及び交付金の救急医療等体制支援事業補助金は、坂下厚生病院に対して公的病院等に対する運営助成として、特別交付税の不採算地区公的病院等に該当することから補助を行うもので、関係市町村分も合わせ前年度同額の 5,407 万 8 千円となりました。次に 2 目、予防費は、194 万 8 千円増の 6,953 万 1 千円となりました。1 節、報酬の保健推進員報酬は、臨時保健師の報酬 78 万 1 千円が増となっております。

109 ページ、110 ページをご覧ください。

13 節、委託料は、産後ケア事業、乳幼児健康診査が全額増、またフッ化物洗口事業が教育委員会より移管されたことなどにより 289 万 4 千円増の 6,325 万円となりました。

111 ページ、112 ページをご覧ください。

3 目、環境衛生費は、731 万 4 千円減の 1,709 万 9 千円となりました。1 節、報酬、4 節、共済費は食品放射能検査にかかる臨時職員の人件費ですが、1 名減などにより 188 万 7 千円減の 551 万 6 千円となりました。13 節、委託料は指定廃棄物の保管業務が完了したことなどにより、271 万 6 千円減の 202 万 1 千円となりました。

113、114 ページをご覧ください。

19 節、負担金補助及び交付金は合併浄化槽設置整備補助金の減などにより 291 万 3 千円減の 740 万 4 千円となりました。次に 4 目、斎苑管理運営費は、296 万円減の 4,602 万 8 千円となりました。15 節、工事請負費は、会津西部斎苑の施設修繕工事で 520 万 5 千円減の 567 万円となりました。19 節、負担金補助及び交付金は会津西部斎苑連絡協議会への負担金で前年度の施設整備工事費の増などにより 165 万 5 千円増の 1,117 万円となりました。

次に 4 款 2 項 1 目、塵芥し尿処理費は、730 万 7 千円増の 1 億 6,795 万 2 千円となりました。13 節、委託料は、一般廃棄物収集業務 156 万 2 千円の増などにより 146 万 5 千円増の 5,092 万 4 千円となりました。

115 ページ、116 ページをご覧ください。

19 節、負担金補助及び交付金の会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金は 685 万 4 千円増の 7,680 万 6 千円となりました。

次に 5 款 1 項 1 目、労働諸費は、19 節、負担金補助及び交付金の工場誘致補助金の全額増などにより 146 万 8 千円増の 871 万 1 千円となりました。

次に 6 款 1 項 1 目、農業委員会費は、9 節、普通旅費の減などにより 17 万 6 千円減の 571 万 8 千円となりました。

117、118 ページをご覧ください。

6 款 1 項 2 目、農業総務費は、358 万 7 千円減の 6,266 万 1 千円となりました。

119、120 ページをご覧ください。

19 節、負担金補助及び交付金の農事組合事業は組合数の減少等により 30 万 6 千円減の 80 万 4 千円となりました。

次に 6 款 1 項 3 目、農業振興費は、4,923 万 8 千円減の 9,663 万 5 千円となりました。

121 ページ、122 ページをご覧ください。

124 ページまで記載の 19 節、負担金補助及び交付金の補助金の補助金であります、水田農業構造改革地域調整推進事業は集落営農支援助成のみとしたため 967 万 7 千円減の 28 万円、水田農業改革支援事業は国からの推進事務費が減となったため 531 万 6 千円減の 2,002 万 4 千円、経営体育成支援事業は農業用機械の購入助成で総事業費が減となったため 1,046 万 1 千円減の 265 万 5 千円、青年就農給付金は対象者数の減により 106 万 8 千円減の 1,275 万円、ふくしま米オール特A獲得推進事業及び産地パワーアップ事業は新規事業で全額増となりました。また、圃場にカリを散布する福島営農再開支援事業、ふくしまプライド日本酒の里づくり事業は該当事業がなかったため全額減となります。交付金は、農地集積協力金が中間管理事業の利用者が減となったため 888 万円減の 378 万 4 千円となりました。

123、124 ページをご覧ください。

6 款 1 項 4 目、畜産業費は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金が全額減などにより 355 万 8 千円減の 34 万 9 千円となりました。

次に 6 款 1 項 5 目、農地費は、481 万 3 千円減の 2 億 5,073 万 8 千円となったもので

す。

125、126 ページをご覧ください。

13 節、委託料は、ため池の耐震性点検調査が全額減なったことから 2,212 万 9 千円減の 719 万 5 千円となりました。19 節、負担金補助及び交付金の、負担金ですが国営造成施設管理体制整備促進負担金は 54 万 6 千円増の 139 万 6 千円、基幹水利施設管理事業負担金は 82 万 6 千円減の 397 万 9 千円、県営ため池等整備事業は全額増となりました。国営宮川農業水利事業に係る負担金は事業完了により 518 万 8 千円全額が減となっております。

127、128 ページをご覧ください。

同じく 19 節、補助金の国営造成施設管理体制整備促進事業補助金は 37 万 6 千円増の 317 万 4 千円となりました。23 節、償還金利子及び割引料の償還金は多面的機能支払交付金の返還金で 5 年毎の清算の年度となっておるため 3,376 万円増の 3,391 万 5 千円となりました。28 節、繰出金は農業集落排水事業特別会計への繰出し金で、施設修繕費用の増などにより 107 万 5 千円増の 4,704 万 4 千円となりました。なお、臨時職員 1 名の人件費 152 万 1 千円は全額減となっております。次に 6 目、国土調査費は、3 節、職員手当等が 26 万 7 千円の減、14 節、使用料及び賃借料の過年度数値情報化機器システムが再リースとなったことから 84 万 4,000 円の減などにより 115 万 8 千円減の 52 万 7 千円となりました。

次に 6 款 2 項 1 目、林業振興費は、4,945 万 5 千円減の 1,280 万 8 千円となりました。13 節、委託料は、森林環境を整備し木材産業の振興を図る「ふくしま森林再生事業」が 4,847 万 2 千円減の 874 万円、また、松くい虫防除立木伐倒駆除委託料 65 万 4 千円が全額減となっております。

129、130 ページをご覧ください。

19 節、負担金補助及び交付金の補助金、緑資源幹線林道会津坂下・新鶴区間受益者組合補助金は 44 万円減の 153 万 9 千円となりました。

次に、7 款 1 項 2 目、商工業振興費は、27 万 4 千円減の 3,798 万 1 千円となりました。

131、132 ページをご覧ください。

8 節、報償費は、道の駅でのイベント等の費用を道の駅協議会より支出することとなったため 12 万 5 千円減の 2 万 6 千円、13 節、委託料は風評対策 P R 委託が 23 万 3 千円増の 523 万円、19 節、負担金補助及び交付金 負担金の企業誘致活動負担金及び企業マッチング支援等負担金は、会津管内の市町村で頑張るモノづくり企業支援事業の終了により全額減となったものであります。

133、134 ページをご覧ください。

次に 3 目、観光費は、43 万 1 千円減の 2,231 万 4 千円となりました。

135、136 ページをご覧ください。

13 節、委託料の春日八郎おもいで館の管理委託料は 44 万 4 千円減の 267 万円となったものであります。次に 5 目、温泉施設管理料は、13 節、委託料の糸桜里の湯ばんげ管理運営委託料が 228 万 7 千円の減、15 節、工事請負費 施設整備工事費は 146 万円の増

などにより 83 万 4 千円減の 5,514 万 3 千円となりました。

137、138 ページをご覧ください。

8 款 1 項 1 目、土木総務費は、597 万 7 千円減の 3,874 万 9 千円となりました。

139 ページ、140 ページをご覧ください。

19 節、負担金補助及び交付金の東北横断自動車道促進期成同盟会及び磐越自動車道沿線都市交流会議負担金は全額増となっております。

次に 8 款 2 項 2 目、道路維持費は 2,657 万 5 千円減の 1 億 2,100 万 6 千円となりました。7 節、賃金は、除雪準備期間に行うスノーボール設置等の賃金を見直したことにより 33 万円の増、11 節、需用費は前年度も暖冬となったことから除雪機消耗品や修繕料の減により 393 万 8 千円の減となったものです。

141 ページ、142 ページをご覧ください。

13 節、委託料は、労務単価の変動により防雪柵設置及び撤去委託が 185 万 4 千円の増、14 節、使用料及び賃借料の除雪機は、暖冬の影響による出動回数の減により 1,863 万 5 千円の減となりました。15 節、工事請負費は、防雪サブセンター建設工事の完了により 2,478 万 2 千円が全額減となりました。18 節、備品購入費は小型除雪機械 1 台の購入により 2,052 万 7 千円の増となっております。次に 3 目、道路新設改良費は、道路整備工事費 663 万 1 千円の増などにより 699 万 3 千円増の 1,201 万 1 千円となりました。次に 4 目、街路灯費は、電気料、修繕料の減により 148 万 9 千円減の 1,481 万 4 千円となりました。

143、144 ページをご覧ください。

次に 6 目、橋りょう新設改良費は、新設科目で 5 年に 1 度義務付けられる橋りょうの点検業務委託費が 1,106 万 6 千円の減、整備工事費が 4,639 万 5 千円の増により 3,532 万 9 千円増の 6,398 万 5 千円となりました。

次に 8 款 3 項 1 目、河川総務費は浄化業務委託料の増により 129 万円増の 292 万 9 千円となりました。

145、146 ページをご覧ください。

2 目、河川維持費は、堆積土砂撤去工事費の増などにより 22 万 3 千円増の 786 万 6 千円となりました。

次に 8 款 4 項 1 目、都市計画総務費は、868 万 8 千円増の 3,151 万 9 千円となりました。2 節、給料及び 3 節、職員手当等は職員 1 名増により 765 万 4 千円増の 3,024 万 4 千円となりました。また柳田地区用途地域設定変更に伴う図面作成業務委託料 104 万 5 千円が全額増となっております。

147、148 ページをご覧ください。

2 目、土地地区画整理費は、28 節、繰出金の坂下東第一土地地区画整理事業繰出金として 3,066 万 5 千円減の 1 億 756 万 8 千円となりました。次に 4 目、下水道費は下水道事業特別会計への繰出し金として 163 万 6 千円増の 1 億 1,917 万 5 千円となりました。次に 6 目、公園費は、169 万 2 千円増の 4,069 万 1 千円となりました。

149、150 ページをご覧ください。

13 節、委託料のばんげひがし公園・鶴沼緑地公園管理運営委託は消費税増税などを見込んだ 5 ヶ年の指定管理契約に基づき 66 万 3 千円の増、15 節、工事請負費は町民プールのろ過循環ポンプ改修工事等で 175 万 8 千円の増となりました。

次に 8 款 5 項 1 目、住宅管理費は、162 万 8 千円減の 4,793 万 2 千円となりました。

151、152 ページをご覧ください。

13 節、委託料は古町川尻団地給水設備等の設計委託の全額減などにより 310 万 5 千円の減、15 節、工事請負費は、町営古町川尻団地の外壁及び給水設備等改修工事などであり 344 万 1 千円増の 3,719 万 3 千円となりました。

次に 9 款 1 項 1 目、非常備消防費は 1,487 万 3 千円減の 3 億 2,107 万 5 千円となりました。1 節、報酬は団員手当の減により 13 万 8 千円減の 1,856 万 2 千円となったものがあります。

155、156 ページをご覧ください。

19 節、負担金補助及び交付金の会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金は 1,190 万円減の 2 億 6,953 万 2 千円となりました。次に 2 目、消防施設費は全国瞬時警報システム工事の完了、乾燥塔設置工事及び小型動力ポンプ等購入費の減により 512 万円減の 36 万 2 千円となりました。

157、158 ページをご覧ください。

10 款 1 項 2 目、事務局費は、95 万 1 千円増の 5,550 万 7 千円となりました。2 節、給料及び 3 節、職員手当等は 39 万 1 千円増の 4,960 万 1 千円となりました。

159、160 ページをご覧ください。

8 節、報償費のスクールソーシャルワーカーは 1 名増により 229 万 4 千円増となりました。

161、162 ページをご覧ください。

19 節、負担金補助及び交付金の福島レッドホープス招致実行委員会負担金は全額増となったものでございます。次に 3 目、子ども支援費は、職員給与・職員手当等の増、臨時職員の雇用による人件費などにより 455 万 7 千円増の 4,421 万 9 千円となりました。

163、164 ページをご覧ください。

10 款 2 項 1 目、小学校費 学校管理費は 7,045 万 5 千円増の 1 億 2,531 万 9 千円となりました。

165、166 ページをご覧ください。

12 節、役務費は、遠距離通学用定期券等は対象者の減により 52 万 6 千円の減、13 節、委託料は、坂下南・東小学校の空調設備設置工事の設計委託の完了などにより 82 万 7 千円の減となりました。

167、168 ページをご覧ください。

15 節、工事請負費は、坂下南・東小学校への空調設備設置工事などにより 7,260 万 2 千円の増となっております。次に 2 目、教育振興費は、180 万円減の 1,601 万 4 千円となりました。11 節、需用費は、教科書改訂による指導書の購入費の減などにより 120 万 4 千円の減となっております。

169、170 ページをご覧ください。

20 節、扶助費は、就学援助費が対象児童数の減により 49 万 4 千円の減となっております。

次に 10 款 3 項 1 目、中学校費学校管理費は 6,678 万 7 千円増の 1 億 806 万 5 千円となりました。7 節、臨時事務補助員の賃金は県からの補助となったため全額減となりました。11 節、需用費は灯油代、電気料の減などにより 74 万円の減となりました。

171、172 ページをご覧ください。

13 節、委託料は、坂下中学校の空調設備設置工事の設計委託の完了などにより 130 万円の減となりました。15 節、工事請負費は坂下中学校の空調設備設置工事費で 7,005 万 2 千円が全額増となりました。

173、174 ページをご覧ください。

19 節、負担金補助及び交付金の選手派遣費補助金は 50 万 9 千円の減となりました。次に 2 目、教育振興費は 185 万 9 千円減の 1,688 万 3 千円となりました。11 節、需用費は、県が実施する学力テストを活用したことなどにより 52 万 7 千円の減、13 節、委託料は、外国語指導助手などの減により 120 万 5 千円の減、14 節、使用料及び賃借料は、電子計算機器等の更新による増などで 147 万 2 千円の増、18 節、備品購入費は義務教育教材の購入の減などにより 80 万 2 千円の減、20 節、扶助費は就学援助費の減等により 70 万 5 千円の減となったものであります。

次に 10 款 4 項 1 目 幼稚園費は、1,098 万 5 千円増の 1 億 9,664 万 2 千円となりました。

175、176 ページをご覧ください。

1 節、報酬の常勤的非常勤職員報酬は 100 万 8 千円の減、2 節、給料及び 3 節、職員手当等は職員 1 名増により 980 万 9 千円増の 1 億 255 万 5 千円となりました。7 節、賃金はフルタイムではない臨時雇用職員の賃金で 305 万 8 千円の増となりました。

177、178 ページをご覧ください。

13 節、委託料は、通園運転業務、預かり保育給食業務委託の減などにより 580 万円の減、15 節、工事請負費は、旧町民体育館跡地を通園バスの乗降所として整備したもので 609 万 9 千円増の 1,578 万 9 千円となりました。

179、180 ページをご覧ください。

10 款 5 項 1 目、社会教育総務費は、2 節、給料及び 3 節職員手当等の減などにより 289 万 3 千円減の 4,018 万円となりました。

◎議長（水野孝一君）

説明の途中でございますが、休憩のため休議といたします。 （午後 2 時 30 分）
再開は 2 時 45 分とします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 2 時 45 分）

説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

続きまして、ご説明を申し上げます。

181 ページ、182 ページをご覧ください。

2 目、公民館費につきましては、中央公民館の外壁、エレベーター改修工事費の完了などにより 470 万 7 千円減の 1,448 万 1 千円となりました。

続きまして、185、186 ページをご覧ください。

4 目、埋蔵文化財発掘調査費は 3,915 万 6 千円減の 2,739 万 9 千円となりました。減額の主な内容は、遺跡発掘調査事業が高寺山の調査などの事業費の減などにより 415 万 4 千円の減、埋蔵文化財センター活用事業がセンターの整備工事完了などにより 2,370 万 3 千円の減、開発に伴う柳田地区の発掘調査委託分が 1,129 万 8 千円の減となったことによるものでございます。

187、188 ページをご覧ください。

5 目、指定文化財管理費は、旧五十嵐家住宅の自動火災報知器改修などにより 30 万 3 千円増の 217 万 6 千円となりました。

189、190 ページをご覧ください。

10 款 6 項 1 目、保健体育総務費は、652 万 4 千円減の 1,687 万 3 千円となりました。

191、192 ページをご覧ください。

13 節、委託料は、スポーツ振興事業委託費の減などにより 862 万円減の 886 万 3 千円となりました。次に 2 目、学校給食費は 853 万 7 千円減の 1 億 9,320 万 6 千円となりました。

193、194 ページをご覧ください。

11 節、需用費は、備品・施設・自動車の修繕が 174 万円の増、賄材料費が児童・生徒数の減少による喫食数の減により 862 万 6 千円の減などにより 797 万 5 千円減の 1 億 1,894 万 5 千円となりました。

195、196 ページをご覧ください。

11 款 1 項 1 目、農業施設災害復旧費は台風 19 号の被災等による災害復旧工事として 1,614 万 2 千円となりました。

197、198 ページをご覧ください。

11 款 2 項 1 目、公共土木施設災害復旧費は台風 19 号の被災などによる災害復旧費として 272 万 1 千円となりました。

次に 12 款 1 項 1 目、公債費、元金は、29 年度借入分として、防雪サブセンター整備

事業、埋蔵文化財センター整備事業、地域づくり推進事業などの償還が開始されたことに伴う償還元金 658 万 7 千円が増となり総額 10 億 3,695 万 3 千円となりました。次に 2 目、公債費利子は、長期債利子が 1,088 万 3 千円減となったことにより 5,595 万 1 千円となりました。

次に 13 款 1 項 1 目、水道事業支出金は、24 節、投資及び出資金の広域化対策事業出資金が 422 万 2 千円の減、28 節、繰出金の会津若松地方広域圏水道用水供給事業で 458 万 2 千円の減などにより 902 万 5 千円減の 923 万 6 千円となりました。

以上で、令和元年度一般会計歳入歳出決算に関する説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 71 号から議案第 73 号について説明願います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

議案第 71 号「令和元年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて 議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 1、2 ページをお開きください。

歳入ですが、1 款、国民健康保険税から、8 款、諸収入までの歳入合計で収入済額は 19 億 1,083 万 4,370 円です。

3、4 ページをお開きください。

歳出については、1 款、総務費から 9 款、予備費までの歳出合計で、支出済額は 17 億 8,505 万 1,482 円であり、5 ページをお開きください。歳入歳出差引残額 1 億 2,578 万 2,888 円となりました。

説明は、事項別明細書により行いますので、事項別明細書の 1、2 ページをお開き願います。

款、項、収入済額の順に説明し、備考欄については特記事項がある場合のみ説明させていただきます。

まず、歳入です。

1 款、国民健康保険税 3 億 7,390 万 7,991 円、対前年比 404 万 8,172 円、1.1%減。調定に対する徴収率は 88.03%となっております。

3、4 ページをお開きください。

2 款、使用料及び手数料 1,390 円は、2 項 1 目、保健使用料であり、健康管理センター敷地使用料です。

3 款、国庫支出金 19 万 7,000 円は、国保制度関係業務事務費補助金であります。

4 款、県支出金 12 億 4,781 万 3,971 円は、平成 30 年度の制度改革により、これまでの国庫支出金、療養給付費等交付金などを県で取りまとめて交付されることになったものです。

4 ページの下から 6 行目の備考欄にありますとおり、普通交付金は保険給付に要する費用になっておりますが、次の「保険者努力支援分」は、保険者の事業への取り組み状況により県が評価し、対前年比 13 万 6,000 円増の 700 万 1,000 円の交付を受けたところであります。

5、6 ページをお開きください。

6 款、繰入金 1 億 6,860 万 643 円、対前年比 486 万 4,516 円、2.8%減。本町においては、いわゆる法定内での一般会計からの繰り入れの部分になります。

7、8 ページをお開きください。

7 款、繰越金 1 億 955 万 5,271 円、対前年比 5,421 万 2,101 円、33.1%の減となっております。

8 款、諸収入 1,075 万 7,806 円、対前年比 388 万 9,054 円、56.6%の増となっております。うち 1 項、延滞金及び過料 343 万 9,727 円。2 項、預金利子が 1,672 円。

9、10 ページをお開きください。

3 項、雑入 731 万 6,407 円となっております。

歳入合計ですが、一番下の段です。当初予算額 18 億 6,953 万 4,000 円、補正予算額 4,192 万 3,000 円、予算の計ですが 19 億 1,145 万 7,000 円、調定額 19 億 6,167 万 4,215 円、収入済額 19 億 1,083 万 4,370 円で、収入額の対前年比は 4,289 万 6,438 円、2.2%の減です。不納欠損額 528 万 292 円。収入未済額 4,555 万 9,553 円、となりました。

次に歳出です。11、12 ページをお開きください。

説明は歳入と同じように、款、項、支出済額の順に説明いたします。

1 款、総務費 5,708 万 5,421 円、対前年比 99 万円 3,056 円、1.8%増。うち 1 項総務管理費 5,372 万 5,599 円。

13、14 ページをお開きください。

うち 18、備品購入費にあります、通信機器 43,051 円は外国人翻訳対応としましてタブレット端末を導入したものです。2 項、徴税費 160 万 3,467 円。3 項、運営協議会費 31 万 2,202 円。

15、16 ページをお開き願います。

4 項、趣旨普及費 4 万 1,184 円。5 項、収納率等特別対策事業費 140 万 2,969 円となっております。

続いて、17、18 ページをお開きください。

2 款、保険給付費 12 億 51 万 2,079 円、対前年度比 55 万 2,859 円、0.05%の増となっております。保険給付費に関しましては、昨年度とほぼ同じ額ですが、被保険者数は減少傾向にあるため、1 人当たりの医療費でみれば、対前年比では増加となっております。うち、1 項、療養諸費 10 億 4,247 万 1,507 円。19 節、負担金補助金及び交付金 の中の

補助金 731 万 7,714 円は医療費無料分としまして一般会計繰入金の対象となるものです。
2 項、高額療養費 1 億 5,502 万 9,652 円。

19、20 ページをお開きください。

4 項、出産育児諸費 221 万 920 円、これは 9 件分の給付であります。5 項、葬祭諸費 80 万円、16 人に対する給付でした。

続いて、3 款、国民健康保険事業費納付金 4 億 8,306 万 1,132 円、対前年比 1,878 万 8,201 円、4.0%の増です。

21、22 ページをお開きください。

そのうち 1 項、医療給付分 3 億 2,606 万 439 円。2 項、後期高齢者医療支援金等分 1 億 932 万 7,819 円。3 項、介護納付金分 4,767 万 2,874 円です。

続いて、5 款、保険事業費、2,322 万 6,404 円。対前年比 257 万 6,270 円、10.0%減です。特定健診の受診率は対前年比 1.2 ポイント増で 44.8%となりましたが、事業費を節約したのにも関わらず、受診率を上げることができたという結果となっております。

23、24 ページをお開きください。

2 項 1 目、保健衛生普及費、12 節、役務費の郵便料、及び 13 節、委託料の共同電算処理医療費通知、は医療費のお知らせ通知、ジェネリック医薬品の通知に関する業務です。同じく 2 目、疾病予防費の中の 13 節、委託料 人間ドックは 58 名の方が受診されました。

続いて、25、26 ページをお開きください。

6 款、基金積立金 2,000 万 298 円、対前年比 2,000 万円の増で、令和元年度末の残高は 5,003 万 6,789 円となっております。

27、28 ページをお開きください。

8 款、諸支出金 116 万円 6,148 円、対前年比 4,663 万 1,901 円の減となっております。

以上、歳出合計、当初予算額 18 億 6,953 万 4,000 円、補正予算額 4,192 万 3,000 円。予算計 19 億 1,145 万 7,000 円、支出済額 17 億 8,505 万 1,482 円、不用額が 1 億 2,640 万 5,518 円となっております。

続きまして、29 ページをお開きください。実質収支に関する調書です。

歳入総額 19 億 1,083 万 4 千円、歳出総額 17 億 8,505 万 1 千円、歳入歳出差引額 1 億 2,578 万 3 千円、実質収支額は 1 億 2,578 万 3 千円です。

30 ページは財産に関する調書です。

説明は以上となります。

続きまして、議案第 72 号「令和元年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて 議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 1、2 ページをお開きください。

歳入ですが、1 款、保険料から、9 款、諸収入までの歳入合計で収入済額 22 億 7,751

万 3,923 円です。

3、4 ページをお開きください。

歳出については、1 款、総務費から 6 款、予備費までの歳出合計で、支出済額は 21 億 5,113 万 2,633 円であり、5 ページをお開きください。歳入歳出差引残額が 1 億 2,638 万 1,290 円となりました。

介護保険の概要でありますけれども、介護保険は 65 歳以上の第 1 号被保険者の方が主体となっておりますが、全国的にも高齢化が進んでおりまして、本町においても第 1 号被保険者の人数は増加しております。本町でも、平成 30 年度に対して、令和元年は 29 名増の 5,546 人となっております、介護認定率では 20.53%となっております。

説明については、事項別明細書により行いますので、事項別明細書の 1、2 ページをお開き願います。

国保同様、款、項、収入済額の順に説明し、備考欄については特記事項がある場合、説明させていただきます。

歳入です。1 款、保険料 4 億 3,700 万 6,111 円、前年対比は 490 万 3,307 円 1.1%の減。調定に対する収納率は 98.84%となっております。

2 款、使用料及び手数料は、配食サービス手数料の 23 万 4,000 円、これは自己負担額 300 円で 781 食分の内訳です。

3 款、国庫支出金 5 億 4,582 万 4,425 円、前年対比 411 万 6,420 円、0.8%の減。うち 1 項、国庫負担金 3 億 6,205 万 6,000 円。2 項、国庫補助金 1 億 8,376 万 8,425 円です。

3、4 ページをお開きください。

4 款、支払基金交付金 5 億 2,826 万 2,000 円、前年対比 601 万 5,878 円、1.1%の減です。

5 款、県支出金 3 億 1,742 万 6,962 円、前年対比 942 万 5,835 円、3.1%の増です。うち、1 項、県負担金 3 億 531 万 3,000 円。2 項、県補助金 1,211 万円 3,962 円です。

6 款、財産収入は 1,208 円。

7 款、繰入金 3 億 1,980 万 5,255 円、前年対比 1,659 万 1,808 円、5.8%の増です。

5、6 ページをお開きください。

8 款、繰越金 1 億 2,894 万 3,959 円、前年対比 3,220 万 6,925 円、33.3%の増です。

9 款、諸収入は 9,703 円でした。

7、8 ページをお開きください。

歳入の合計ですが、一番下の段です。当初予算額が 22 億 1,712 万 4,000 円、補正予算額 7,093 万 8,000 円。予算計で 22 億 8,806 万 2,000 円、調定額 22 億 8,264 万 3,409 円、収入済額が 22 億 7,751 万 3,923 円で収入額の対前年比は 4,317 万 1,549 円、1.9%の増です。不納欠損が 72 万 2,400 円、収入未済額が 440 万 7,086 円、になります。

次に歳出です。9、10 ページをお開きください。

収入につきましても歳入同様の説明とさせていただきます。支出済額で説明いたします。

1 款、総務費 5,370 万 6,184 円、前年対比で 206 万 5,969 円 4.0%の増となります。

11、12 ページをお開きください。

2 款、保険給付費 19 億 3,287 万 4,167 円、対前年比で 2,209 万 5,789 円、1.16%の増となっております。うち 1 項、介護サービス等諸費 17 億 6,423 万 1,023 円。

13、14 ページをお開きください。

2 項、介護予防サービス等諸費 1,345 万 9,898 円。3 項、その他諸費 134 万 8,848 円。

15、16 ページをお開きください。

4 項、高額介護サービス等費 3,905 万 3,756 円。5 項、高額医療合算介護サービス等費 506 万 4,186 円。6 項、特定入所者介護サービス等費 1 億 971 万 6,456 円です。給付費の状況ですが、大きく分けると、居宅サービス費と施設サービス費で全体の 78%を占めます。支出の大きいところでは、居宅サービス費では通所介護、いわゆるデイサービスになります。施設サービスでは、一番多いのが介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームになります。

17、18 ページをお開きください。

3 款、地域支援事業費 7,524 万 790 円、対前年比 44 万 8,048 円、0.59%の減。うち 1 項、介護予防・生活支援サービス事業費 4,365 万 7,857 円、2 項、一般介護予防事業費 282 万 7,127 円、予防事業の内容ですが、関節痛予防教室、ニコニコ教室、いきいきふれあいサロンなどを実施しました。

19、20 ページをお開きください。

3 項、包括的支援事業等費・任意事業費 2,856 万 5,489 円、については、地域包括支援センター業務を社会福祉協議会に委託したものが主な内容となっておりますが、

21、22 ページをお開きください。

同じく 6 目の生活支援体制整備事業費は、医療介護サービスのみならず、多様な事業主体と連携しながら、日常生活の支援体制の充実を図っていくものでありまして、同じく 7 目の認知症総合支援事業の内容ですが、専門知識を有する方による早期の認知症悪化防止のための支援、それから、認知症の高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、総合的支援の体制構築づくりにかかる経費であります。4 項、その他諸費は 12 万 5,802 円でした。

23、24 ページをお開きください、

5 項、高額介護予防費相当事業 4 万 5,190 円。6 項、高額医療合算介護予防費相当事業 19,325 円となっております。

4 款、諸支出金 3,931 万 1,492 円。これは前年度の給付費精算に係る国や県への負担金、補助金の精算が主な内容となっております。

5 款、基金積立金 5,000 万円、前年対比 1,000 万円の増となります。これによりまして、令和元年度末の基金残高が 1 億 8,224 万 7,000 円となり、これは、26 ページの財産に関する調書に掲載した内容となっております。

以上、歳出合計、当初予算額 22 億 1,712 万 4,000 円、補正予算額が 7,093 万 8,000 円、予算計が 22 億 8,806 万 2,000 円で、支出済額 21 億 5,113 万 2,633 円。支出済額の対前年比が 1 億 4,573 万 4,218 円、2.2%の増となります。不用額が 1 億 3,692 万 9,367

円です。

25 ページをお開きください。実質収支に関する調書になります。

歳入総額が 22 億 7,751 万 4 千円、歳出総額 21 億 5,113 万 3 千円、歳入歳出差引額 1 億 2,638 万 1 千円、実質収支額が 1 億 2,638 万 1 千円です。

26 ページは、財産に関する調書となります。

説明は以上となります。

続きまして、議案第 73 号「令和元年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度会津坂下町後期高齢者医療歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 1、2 ページをお開きください。

歳入ですが、1 款、保険料から、5 款、諸収入までの歳入合計で収入済額 1 億 8,204 万 8,151 円です。

3、4 ページをお開きください。

歳出については、1 款、総務費から 4 款、予備費までの歳出合計で、支出済額は 1 億 8,082 万 8,269 円であり、5 ページをお開きください。歳入歳出差引残額は 121 万 9,882 円となりました。

詳細は事項別明細書により説明しますので、1、2 ページをお開き願います。

まず歳入です。1 款、後期高齢者医療保険料 1 億 3,210 万 7,200 円、対前年比 1,223 万 2,900 円、10.2%増。調定に対する収納率は 99.93%となっております。

3 款、繰入金 4,940 万 9,069 円、対前年比 753 万 9,375 円、13.2%の減です。

4 款、繰越金 21 万 1,335 円、対前年比 3 万 6,265 円、14.6%の減。

5 款、諸収入 32 万 547 円余、対前年比 12 万 712 円、60.4%の増。

3、4 ページをお開きください。

歳入合計になります。一番下の段です。当初予算額 1 億 8,029 万 3,000 円、補正予算額 132 万 6,000 円。予算の計が 1 億 8,161 万 9,000 円、調定額 1 億 8,213 万 5,151 円、収入済額 1 億 8,204 万 8,151 円、収入額の対前年度比 477 万 7,972 円、2.7%増です。不納欠損額は 4 万 2,300 円、収入未済額 4 万 4,700 円です。

次に歳出です。5、6 ページをお開きください。

1 款、総務費 70 万 3,840 円、対前年比 1 万 1,859 円、1.7%減。

2 款、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 8,011 万 6,929 円、対前年比 401 万 3,084 円、2.3%増。

3 款、諸支出金 7,500 円。

以上、歳出合計、当初予算額 1 億 8,029 万 3,000 円、補正予算額 132 万 6,000 円、予算計 1 億 8,161 万 9,000 円、支出済額 1 億 8,082 万 8,269 円でした。対前年比 376 万 9,425 円、2.1%増です。不用額が 79 万 731 円、でした。

7 ページをお開きください。実質収支に関する調書です。

歳入総額 1 億 8,204 万 8 千円、歳出総額 1 億 8,082 万 8 千円、歳入歳出差引額 122 万円、実質収支額 122 万円であります。

説明は以上であります。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 74 号から議案第 77 号について説明願います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

議案第 74 号「令和元年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 1、2 ページをお開き願いたいと思います。歳入についてご説明申し上げます。

1 款 1 項、負担金から 7 款 1 項、町債まで、歳入合計は、予算現額 4 億 4,436 万 5,000 円、調定額 4 億 4,525 万 7,497 円に對しまして、収入済額 3 億 8,882 万 5,167 円、収入未済額 5,640 万 1,330 円となっております。なお不納欠損額 3 万 1,000 円につきましては債権消滅によるものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。3、4 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項、下水道総務費から 3 款 1 項、予備費まで、歳出合計は、予算現額 4 億 4,436 万 5,000 円に對しまして、支出済額 3 億 8,824 万 2,167 円、翌年度繰越額 5,260 万円となりました。

5 ページ目をお開き願いたいと思います。

歳入歳出差引残額は 58 万 3,000 円であります。

それでは、事項別明細書の 1、2 ページをお開き願いたいと思います。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目、負担金の 1 節、現年度分は、調定額 556 万 4,080 円に對しまして、収入済額 506 万 7,370 円であり、49 万 6,710 円が収入未済額となりました。2 節、滞納繰越分は、調定額 315 万 9,170 円に對しまして、収入済額 24 万 5,510 円であり、291 万 3,660 円が収入未済額となったところであります。

次に、2 款 1 項 1 目、使用料の 1 節、現年度分は、調定額 6,238 万 7,380 円に對しまして、収入済額 6,189 万 1,640 円であり、49 万 5,740 円が収入未済額となったところであります。2 節、滞納繰越分につきましては、調定額 85 万 5,090 円に對しまして、収入済額 34 万 5,870 円であり、47 万 8,220 円が収入未済額となったところであります。なお不納欠損額につきましては 3 万 1,000 円については債権消滅によるものであります。

次に、2 款 2 項 1 目の 1 節、手数料は、2 件分の指定業者登録手数料であります。

次に、3 款 1 項 1 目の 1 節、都市計画費補助金は、調定額 1 億円に対しまして、収入済額 7,486 万円となり、収入未済額の 2,514 万円につきましては、翌年度へ明許繰越するものでございます。

次に、4 款 1 項 1 目の 1 節、都市計画費補助金は、調定額、収入済額ともに 232 万 4,000 円であります。

次に、5 款 1 項 1 目の 1 節、一般会計繰入金は、調定額 1 億 2,185 万 2,008 円に対しまして、収入済額 1 億 1,917 万 5,008 円となり、収入未済額の 267 万 7,000 円は、翌年度へ明許繰越するものであります。

3、4 ページをお開き願いたいと思います。

6 款 2 項 1 目の 1 節、預金利子は、調定額、収入済額ともに 434 円であります。3 項 1 目の 1 節、雑入につきましては、71 万 5,140 円でありまして、福島県下水道公社から下水道まつり助成金 10 万円、下水道汚泥の放射性物質検査費に係る原子力損害賠償金 61 万 2,360 円などが主なものでございます。

次に、7 款 1 項 1 目の 1 節、公共下水道事業債は、調定額 1 億 4,750 万円に対しまして、収入済額 1 億 2,330 万円であり、公共下水道整備事業債として 1 億 330 万円、資本費平準化債として 2,000 万円となり、収入未済額の 2,420 万円につきましては、翌年度へ明許繰越するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。5、6 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 27 万 6,721 円のうち主なものは、1 節、報酬の上下水道事業運営審議会委員報酬 3 万 4,650 円であります。

次に、1 款 2 項 1 目、維持管理費につきましては、坂下西・坂下東・坂下中央の各浄化センターの維持管理経費であります。11 節、需用費 889 万 4,904 円の主なものにつきましては、各浄化センターの光熱水費 875 万 833 円であります。12 節、役務費の 38 万 5,947 円の主なものにつきましては、維持管理に係る電話料、並びに火災保険料などがあります。13 節、委託料 3,815 万 324 円の主なものにつきましては、各浄化センター及びマンホールポンプ場の維持管理費及び放射線核種測定委託料など 3,681 万 2,851 円、並びに上水道への使用料徴収収納事務委託費 133 万 7,473 円などがあります。15 節、工事請負費 313 万 4,200 円は、坂下西浄化センターブロー更新工事ほか 6 件の工事請負費であります。

7、8 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 3 項 1 目、建設費につきましてご説明申し上げます。2 節、給料から 4 節、共済費まで職員 2 名分の人件費であります。8 節、報償費 28 万 4,200 円は、8 名分の受益者負担金前納報奨金であります。13 節、委託料 3,762 万 5,500 円は、管渠設計積算業務委託外 3 件の測量設計費でございます。

9、10 ページをお開き願いたいと思います。

14 節、使用料及び賃借料 52 万 6,698 円は、下水道設備積算システムに係る電子計算機器の賃借料であります。15 節、工事請負費 1 億 4,820 万 180 円は、坂下西・坂下中央

処理区内の管渠埋設工事ほか6件の工事請負費でありまして、翌年度へ繰越明許とした5,260万円は、工法変更及び工程調整による、坂下西・坂下中央処理区内の2件の管渠埋設工事費であります。22節、補償補填及び賠償金469万6,000円につきましては、下水道管渠埋設工事に伴う水道管布設替工事2件に対する補償費であります。

次に、2款1項、公債費、1目、元金及び2目、利子の1億3,079万9,562円につきましては、下水道事業債の償還元金及び償還利子であります。

以上、歳出合計、支出済額は3億8,824万2,167円であります。

11ページをお開き願いたいと思います。

実質収支に関する調書であります。歳入総額3億8,882万5,000円に対しまして、歳出総額は3億8,824万2,000円となり、歳入歳出差引額は58万3,000円であります。

12ページは財産に関する調書を、13ページにつきましては、地方債明細書、14ページにつきましては、令和元年度における主要事業をそれぞれ記載してございます。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第75号「令和元年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の1、2ページをお開き願いたいと思います。

歳入についてご説明申し上げます。

1款1項、国庫補助金から6款1項、町債まで、歳入合計は予算現額2億6,257万3千円、調定額2億6,173万9,848円に対しまして、収入済額は1億9,885万2,848円となり、収入未済額は6,288万7千円となりました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。3、4ページをお開き願いたいと思います。

1款1項、坂下東第一地区事業費から3款1項、予備費まで、歳出合計は予算現額2億6,257万3千円に対しまして、支出済額は1億9,492万5,848円で、翌年度繰越額が6,681万4千円となったところであります。

5ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出差引残額は392万7千円となったところでございます。

それでは、事項別明細書の1、2ページをお開き願いたいと思います。

歳入であります。1款1項1目の1節、都市計画費補助金は、調定額8,285万7千円に対しまして、収入済額が4,817万円で、収入未済額の3,468万7千円は翌年度明許繰越分でございます。

次に、2款1項1目の1節、不動産売払収入は、調定額、収入済額とも275万4,800円となりました。

次に、3款1項1目の1節、一般会計繰入金は、調定額、収入済額とも1億756万2,030円であります。

次に、4款1項1目の1節、繰越金は、調定額、収入額ともに114万円であります。

次に、5 款 1 項 1 目の 1 節、預金利子は、調定額、収入済額とも 308 円となったところでございます。

次に、5 款 2 項 1 目の 1 節、雑入につきましては、調定額、収入済額とも 2 万 5,710 円であります。区画整理区域内町管理地の使用や電柱設置などに係る行政財産使用料並びに仮換地証明などに係る証明手数料であります。

次に、6 款 1 項 1 目の 1 節、都市計画事業債は、調定額 6,740 万円に対しまして、収入済額が 3,920 万円で、収入未済額の 2,820 万円は翌年度明許繰越分であります。

続きまして歳出についてご説明申し上げたいと思います。3、4 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項 1 目、坂下東第一地区事業費の 1 節、報酬 3 万 7,800 円につきましては、土地区画整理審議会並びに土地区画整理評価委員会の開催に伴う委員報酬であります。2 節、給料から 4 節、共済費までは、職員 1 名分の人件費であります。11 節、需用費 3 万 3,638 円は、土地区画整理事業に係る事務用品であります。13 節、委託料 921 万 8,482 円は、建物等調査算定業務委託及び画地確定測設業務委託が主なものでございます。15 節、工事請負費 1,838 万 8 千円につきましては、都市計画道路坂下羽林線の道路築造工事及び区画道路築造工事に要した費用が主なものであり、都市計画道路坂下羽林線並びに区画道路 1 本について 3,066 万円を翌年度へ明許繰越したものでございます。19 節、負担金補助及び交付金 467 万 5,940 円につきましては、水道事業の配水管布設工事に係る企業債元利償還負担金であります。22 節、補償補填及び賠償金 6,703 万 5,006 円は、建築物 4 戸 4 棟及び工作物、動産、電力・電話柱等の移転補償が主なものであり、2 戸 2 棟及び工作物について 3,615 万 4 千円を翌年度明許繰越したところであります。

次に、2 款 1 項、公債費、1 目、元金及び 2 目、利子の 8,975 万 189 円につきましては、都市計画事業債の償還元金及び償還利子であります。

5、6 ページをお開き願いたいと思います。

以上、歳出合計支出済額は、1 億 9,492 万 5,848 円で、翌年度繰越額は 6,681 万 4 千円であります。

7 ページをお開き願いたいと思います。

実質収支に関する調書であります。歳入総額 1 億 9,885 万 3 千円、歳出総額 1 億 9,492 万 6 千円、歳入歳出差引額 392 万 7 千円であります。

以上、説明とさせていただきます。

議案第 76 号「令和元年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げたいと思います。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付したいというものでございます。

決算書の 1、2 ページをお開き願いたいと思います。

歳入についてご説明申し上げます。

1 款 1 項、分担金から 5 款 1 項、県補助金まで、歳入合計、予算現額 8,363 万 6,000

円、調定額 8,284 万 1,233 円に對しまして、収入済額は 8,204 万 3,993 円となり、収入未済額は 78 万 1,130 円になったところであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。3、4 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項、農業集落排水総務費から 3 款 1 項、予備費まで、歳出合計、予算現額 8,363 万 6,000 円に對しまして、支出済額 8,204 万 3,993 円となったところであります。

5 ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出差引残額は 0 円となります。

それでは、事項別明細書の 1、2 ページをお開き願いたいと思います。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目、農林水産業費分担金の 2 節、滞納繰越分は、調定額 57 万 1,230 円に對しまして、収入済額は 18 万 7,240 円となり、収入未済額が 38 万 3,990 円となったところでございます。

次に、2 款 1 項 1 目、使用料の 1 節、現年度分は、調定額 2,078 万 1,080 円に對しまして、収入済額 2,051 万 640 円となり、収入未済額が 27 万 440 円となりました。2 節、滞納繰越分は、調定額 32 万 8,530 円に對しまして、収入済額 18 万 5,720 円となり、収入未済額が 12 万 6,700 円となったところであります。なお、不能欠損額 1 万 6,110 円につきましては、債権消滅によるものでございます。

次に、3 款 1 項 1 目の 1 節、一般会計繰入金は、調定額、収入済額とも 4,704 万 3,684 円となったところであります。

次に、4 款 2 項 1 目の 1 節、預金利子は、調定額、収入済額ともに 69 円であります。3 項 1 目の 1 節、雑入は、下水道汚泥の放射線物質検査費に係る原子力損害賠償金で、調定額、収入済額とも 11 万 6,640 円であります。

5 款 1 項 1 目の 1 節、農業集落排水事業費補助金は、農業集落排水事業最適整備構想策定による農山漁村地域整備交付金で、調定額、収入済額ともに 1,400 万円であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。3、4 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項 1 目、一般管理費につきましては、1 節、報酬から 27 節、公課費まで、303 万 533 円であり、主なものは、1 節、報酬の上下水道事業運営審議会委員報酬で 3 万 4,650 円、並びに 27 節、公課費の消費税及び地方消費税で 296 万 6,400 円であります。

1 款 2 項 1 目、維持管理費 2,220 万 3,251 円は、窪倉・合川・陣が峯城・長井の各浄化センターの維持管理経費であります。主なものについてご説明申し上げます。2 節、給料から 4 節、共済費までは、職員 1 名分の人件費となつていところであります。11 節、需用費 332 万 9,716 円の主なものにつきましては、5、6 ページをお開き願いたいと思います。各浄化センターの光熱水費 312 万 9,796 円であります。12 節、役務費の 27 万 6,964 円の主なものにつきましては、維持管理に係る電話料、並びに火災保険料などであります。13 節、委託料 724 万 6,183 円の主なものにつきましては、各浄化センターの維持管理費 461 万 9,600 円、施設管理費で 75 万 5,282 円及び汚泥引抜運搬費で 177 万 4,080 円、並びに上水道への使用料徴収収納事務委託費 9 万 7,221 円などあります。

14 節、使用料及び賃借料 21 万 9,744 円は、公用車のリース料金でございます。15 節、工事請負費 193 万 2,100 円は、長井浄化センター多機能プリンター修繕ほか 2 件の工事請負費であります。19 節、負担金補助及び交付金 218 万 2,000 円につきましては、真木・津尻処理区の維持管理に係る喜多方市への負担金であります。

1 款 3 項 1 目、建設費の 13 節、委託料 1,401 万 4,000 円につきましては、農業集落排水事業最適整備構想業務委託料でございます。

2 款 1 項、公債費、1 目、元金及び 2 目、利子の 4,279 万 6,209 円につきましては、上下水道債の償還元金及び償還利子であります。

7、8 ページをお開き願いたいと思います。

以上、歳出合計、支出済額は 8,204 万 3,993 円であります。

9 ページをお開き願いたいと思います。

実質収支に関する調書であります。歳入、歳出総額はそれぞれ 8,204 万 4,000 円となり、歳入歳出差引額は 0 円であります。

10 ページにつきましては、財産に関する調書を、11 ページについては、地方債明細書を、それぞれ記載してございます。

説明は以上とさせていただきます。

続きまして、議案第 77 号「令和元年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」ご説明申し上げます。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度会津坂下町水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

それでは、令和元年度水道事業会計決算書の 1 ページをお開き願いたいと思います。決算報告書であります。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入では、2 ページ目にありますとおり、第 1 款、水道事業収益は、税込額 4 億 8,255 万 388 円となり、支出では、第 1 款、水道事業費税込額 4 億 6,519 万 9,454 円となりました。

次に、3 ページをお開き願いたいと思います。資本的収入及び支出について申し上げます。

収入では 4 ページにありますとおり、第 1 款、資本的収入の税込額 2,318 万 9,676 円に対しまして、支出では、第 1 款、資本的支出の税込額 1 億 2,831 万 4,804 円となりました。差引その不足額 1 億 512 万 5,128 円は、下段に記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 418 万 5,898 円、過年度分損益勘定留保資金 7,773 万 228 円及び建設改良積立金 2,320 万 9,002 円で補填させていただいたところでございます。

次に、5 ページをお開き願いたいと思います。損益計算書であります。

本年度の収益は、税抜額で 1、営業収益が 3 億 8,622 万 4,689 円、これに対しまして、2、営業費用は、4 億 907 万 8,634 円で、差引営業損失が 2,285 万 3,945 円となりました。これは、固定資産、減価償却並びに除却をしたことによるものでございます。3 の営業外収益 6,342 万 7,847 円、4、営業外費用 1,530 万 8,759 円で、差引営業外利益 4,811

万 9,088 円となったところであります。これに、6、特別損失 1,196 万 1,001 円を差し引いて、当年度純利益が、1,330 万 4,142 円となったところでございます。これは、過年度損益修正損を計上したことによるものであります。これに、前年度繰越利益剰余金 1 億 4,381 万 6,516 円、及びその他未処分利益剰余金変動額 2,320 万 9,002 円を加え、当年度未処分利益剰余金は、1 億 8,032 万 9,660 円となったところでございます。

6、7 ページをお開き願いたいと思います。

剰余金計算書についてご説明申し上げたいと思います。

6 ページの資本金ですが、当年度末残高として自己資本金への組入れ 609 万 3,676 円を増額し、繰越資本金合計は、16 億 3,569 万 860 円となるところであります。次に、資本剰余金であります、当年度の増減はありませんでした。繰越資本剰余金合計は、8,530 万 1,485 円となるところでございます。

次に、7 ページの利益剰余金をご覧くださいと思います。当年度末残高としまして、減債積立金 1,100 万円、建設改良積立金 7,064 万 5,193 円、繰越利益剰余金前年度末残高 1 億 4,381 万 6,516 円にその他未処分利益剰余金変動額 2,320 万 9,002 円と当年度純利益 1,330 万 4,142 円を加えた当年度未処分利益剰余金は、1 億 8,032 万 9,660 円となり、5 ページ目の損益計算書と一致するところでございます。

次に、剰余金処分計算書についてであります、当年度は処分を行わず 1 億 8,032 万 9,660 円を翌年度繰越利益剰余金としたい考えであります。

次に、8 ページ、貸借対照表についてご説明申し上げたいと思います。

資産の部で、1、固定資産合計 27 億 8,698 万 8,545 円、2、流動資産合計 7 億 2,970 万 2,981 円となり、資産合計は、35 億 1,669 万 1,526 円となるところでございます。

9 ページをご覧くださいと思います。

次に、負債の部で、3、固定負債合計 4 億 2,648 万 7,632 円、4、流動負債合計 8,181 万 5,010 円、5、繰延勘定合計 10 億 2,542 万 1,686 円となり、負債合計は、15 億 3,372 万 4,328 円となるところでございます。

次に、資本の部で、6、資本金合計 16 億 3,569 万 860 円、7、剰余金合計 3 億 4,727 万 6,338 円で、資本合計は、19 億 8,296 万 7,198 円となり、負債資本合計は、35 億 1,669 万 1,526 円で 8 ページの資産合計と一致するところでございます。

10 ページから 25 ページまでは決算附属書類でございます。

10 ページをお開き願いたいと思います。

令和元年度会津坂下町水道事業報告書についてご説明申し上げます。

(1) のイ、建設改良事業では、坂下配水場圧力タンク周り配水管修繕工事を実施したところであります。また、公共下水道管渠工事に伴い、町道北裏通り線で 6m、町道新町東裏通線で 226.50m、また都市計画道路築造工事に伴い県道会津坂下会津高田線で 192.35mの配水管布設替工事を実施したところでございます。

次にロの給水の状況についてご説明申し上げます。

本年度末における給水人口は、1 万 4,862 人であり、前年度末に比べ 280 人減少し、給水戸数も、5,642 戸と前年度末に比べ、39 戸減少し、水道普及率は、94.8%となった

ところでございます。

年間総配水量は、190 万 7,773 m³であり、前年度に比べ 8,440 m³増加し、1 日当たりの平均配水量も、9 m³増加の 5,212 m³となったところでございます。年間有収水量につきましては、141 万 3,883 m³であり、前年度に比べ 3 万 8,742 m³減少し、有収率は、前年度に比べ 2.37 ポイント減少し、74.11%となったところでございます。

続いてハの財政の状況についてご説明申し上げます。

収益的収入につきましては、営業収益と営業外収益を合わせた総収益が 4 億 4,965 万 2,536 円となり、前年度に比べ 902 万 5,631 円の減少となったところであります。収益的支出では、営業費用、営業外費用及び特別損失を合わせた総費用が 4 億 3,634 万 8,394 円となり、前年度と比べて 2,937 万 8,942 円となったところでございます。

この結果、損益は 1,330 万 4,142 円の純利益となったところでございます。

次に、資本的収支につきましては、収入が 2,318 万 9,676 円、支出が 1 億 2,831 万 4,804 円となり、不足する額 1 億 512 万 5,128 円を当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 418 万 5,898 円、過年度分損益勘定留保資金 7,773 万 228 円及び建設改良積立金 2,320 万 9,002 円で補填したところであります。なお、今後につきましても引き続き、適切な計理に努めるとともに、経費の節減を図るなどして、経営体質の強化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

11 ページをお開き願いたいと思います。

11 ページにつきましては、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項及び料金その他供給条件の設定変更に関する事項は、記載のとおりでございます。

13 ページをお開き願いたいと思います。

建設工事の概況、修繕工事の概況及び施設整備工事の概況は、記載のとおりでございます。

次に、14 ページをお開き願いたいと思います。

イの業務量であります、年度末給水人口は、1 万 4,862 人、年度末給水戸数は、5,642 戸となりました。また、年間総配水量は、190 万 7,773 m³、年間総有収水量は、141 万 3,883 m³となり、有収率は、74.11%となったところでございます。

次に、15 ページの表につきましては、月別配水量・有収水量調でありますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、16 ページをお開き願いたいと思います。

(2) 事業収入 (3) 事業費に関する事項であります。税抜き事業収入合計 4 億 4,965 万 2,536 円、税抜き事業費合計 4 億 3,634 万 8,394 円となるところであります。なお、対前年度比較については記載のとおりでございますので、お読み取りいただければというふうに思います。

次に、17 ページをお開き願いたいと思います。

4、会計の (1) 重要契約の要旨、(2) 企業債及び一時借入金の概況、(3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく比率の状況については記載のとおりでございます。

次に、18 ページをお開き願いたいと思います。

量水器取替工事等の事項につきましては、記載のとおりでございます。

次に、19 ページをお開き願いたいと思います。

キャッシュフロー計算書であります。キャッシュフロー計算書における資金は、貸借対照表における現金預金と同定義となっております。資金の増加額は、2,047 万 1,726 円となりまして、資金期末残高は、7 億 1,093 万 406 円となったところでございます。

次に、20 ページをお開き願いたいと思います。

収益費用明細書であります。20 ページの (1) 収益勘定 (収益)、(2) 収益勘定 (費用) から 22 ページの (3) 資本勘定 (収入)、(4) 資本勘定 (支出) は、各款項目節ごとの税抜き額を計上したものでございます。説明は省略させていただきたいと思います。

次に、23 ページ、24 ページをお開き願いたいと思います。

固定資産明細書であります。

(1) の有形固定資産 (2) 無形固定資産 (3) 投資の年度当初現在高総合計 72 億 776 万 6,086 円、当年度の増減分を差引いた年度末現在高総合計額は、72 億 1,730 万 9,673 円となり、減価償却累計額総合計 44 億 3,032 万 1,128 円を差引きますと、年度末償却未済高総合計が、27 億 8,698 万 8,545 円となるところでございます。なお、この有形固定資産当年度増加額の 4,838 万 7,420 円の主なものにつきましては、各町道の配水管布設替工事並びに上水道テレメーターの装置更新工事によるものでございます。

25 ページをお開き願いたいと思います。

企業債明細書であります。

地方債の残高は、4 億 9,056 万 6,263 円となりました。

26 ページからは、参考資料でありますので、内容は記載のとおりとなっております。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長 (水野孝一君)

休憩のため休議といたします。

(午後 3 時 56 分)

再開を 4 時 05 分といたします。

(休議)

◎議長 (水野孝一君)

再開いたします。

(午後 4 時 05 分)

次に、議案第 78 号について説明願います。

◎政策財務課長 (佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長 (水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長 (佐藤銀四郎君)

それでは、議案 78 号「令和 2 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 6 号）」についてご説明申し上げます。

第 1 条第 1 項は、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算総額にそれぞれ 3 億 5,959 万 1 千円を追加し 93 億 8,636 万 9 千円とするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、第 2 条、地方債の補正は、「第 2 表地方債補正」によるとするものでございます。

今回の補正予算の主なものは、歳入では令和元年度の繰越金の確定及び普通交付税や補助金の確定に伴う増、歳出では各事業の執行による変更や施設等修繕箇所の対応による補正となっております。

1 ページをご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4 ページをご覧ください。

第 2 表、地方債補正ですが、今回の補正では、廃止が 1 件、変更が 4 件であります。

まず廃止の道路改良整備事業は、交付税措置がなされない起債であったため、財政健全化アクションプランでの起債を抑制するという方針に基づき廃止するものでございます。

次に、変更ですが、消防施設整備事業 890 万円の減、及び次の同事業 890 万円の増については、過疎対策事業債の福島県内全市町村起債額の調整があり、過疎対策事業債から緊急防災・減災事業債に振り替えるものでございます。なお、どちらの起債も充当率 100%、交付税措置率 70%に変わりはありません。

次に、学校情報通信ネットワーク環境整備事業は G I G A スクールの情報通信環境整備に関する実施設計に基づき、その工事に充てる 4,150 万円を追加するものでございます。

最後に臨時財政対策債は、令和 2 年度の普通交付税確定に伴う発行可能額が確定したもので、限度額を 3,651 万 5 千円増の 1 億 8,587 万 8 千円とするものでございます。

なお、変更する 4 件につきまして、起債の方法及び利率、償還の方法には変更はございません。

続いて、事項別明細書についてご説明申し上げます。

1 ページ、総括、歳入につきましては、9 款、地方交付税から 20 款、町債まで、補正前の額 90 億 2,677 万 8 千円、補正額 3 億 5,959 万 1 千円の増、補正後の額 93 億 8,636 万 9 千円となります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、2 款、総務費から 13 款、予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金 6,104 万 9 千円の増、地方債 2,980 万円の増、その他特定財源 188 万円の増、一般財源 2 億 6,686 万 2 千円の増となります。なお、地方債の臨時財政対策債は一般財源として扱う歳入であるため、地方債の増となりますが

歳出では一般財源の増となっております。

続きまして、3 ページをご覧ください。

2、歳入について説明申し上げます。

9 款 1 項 1 目、地方交付税、補正額 1 億 9,098 万 3 千円の増は、普通交付税は算定により本年度の交付額が 27 億 5,732 万 7 千円に確定したことから当初予算額との差額 1 億 8,954 万 3 千円を計上したものでございます。なお、人口減少やインフラの老朽化対策に取り組む地域社会再生事業費の新設や社会福祉費の増大により基準財政需要額が増えたことが要因であります。特別交付税は、地域おこし協力隊 1 名の採用見込みにより 144 万円が増額となったものでございます。

次に、13 款 1 項 1 目、民生費国庫負担金、補正額 58 万 5 千円の増は、介護保険の本算定により低所得者保険料軽減に該当する対象者が増えた事によるものでございます。なお、負担率は 2 分の 1 であります。

次に、13 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金、補正額 749 万 7 千円の増は国外転出者のマイナンバーカード利用に対応するシステム改修への補助金で補助率は 10 分 10 となっております。

次に、2 目、民生費国庫補助金、補正額 450 万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応のための補助金で、放課後児童健全育成事業など子育て事業及び小規模保育施設 3 ヶ所の補助金として、1 事業・1 施設当たり 50 万円を上限に交付となるものでございます。

4 ページをご覧ください。

13 款 2 項 5 目、教育費国庫補助金、補正額 4,747 万 9 千円の増ですが、G I G A スクール実施の補助金であり、1 節の教育総務費補助金はタブレット等購入分、2 節、及び 3 節の小・中学校費補助金は、小・中学校のネットワーク環境整備費を計上したものです。補助率はタブレット購入費は 1 台当たり上限額 4 万 5 千円、環境整備費は対象工事費の 2 分の 1 であり、クラス数により上限額がでございます。

次に、14 款 1 項 2 目、民生費県補助金、補正額 29 万 3 千円の増は、介護保険の本算定により低所得者保険料軽減に該当する対象者が増え県負担分が増額となったもので負担率は 4 分の 1 となっております。次に、14 款 2 項 1 目、総務費県補助金、補正額 3 万 1 千円の増は、土地利用規制対策費交付金の確定によるものでございます。

5 ページをご覧ください。

4 目、農林水産業費県補助金、補正額 20 万 4 千円の増ですが、中山間地域等直接支払事業費補助金の確定により 4 千円の増、農村地域防災減災事業補助金は柏原ため池耐震調査の労務単価の変動により 20 万円が増額となったものでございます。次に、14 款 3 項 1 目、総務費県委託金、補正額 46 万円の増ですが、1 節、総務管理費委託費は、うつくしま権限移譲交付金の確定による増、4 節、統計調査費委託金は国勢調査市町村交付金の追加交付により増額となったものでございます。次に、4 目、土木費県委託金、補正額 3 万 5 千円の増は、鶴沼緑地管理委託金の確定により増額となったものでございます。

6 ページをご覧ください。

16 款 1 項 4 目、土地開発公社寄附金、補正額 27 万 4 千円の増は、解散する会津若松地方土地開発公社の会津坂下事務所分の過去の事業によって生じた残金及び利息等の清算によるものでございます

次に、18 款 1 項 1 目、繰越金、補正額 2,990 万 3 千円の増は、令和元年度決算の確定により繰越金が 2 億 4,490 万 3 千円となったことから、現予算との差額を計上したものであります。

次に、19 款 4 項 5 目、雑入、補正額 1,103 万 2 千円の増は、光ケーブル移転補償金は只見川河川整備工事によります電柱移転に伴うもので、原因者である県から収入、また、同額を工事費として支出するものでございます。過年度障害者福祉費国庫負担金及び過年度障害者福祉費県負担金は令和元年度の障害者自立給付費の確定による追加分でございます。住宅防火設備整備補助は町営住宅での火災報知器設置に伴う全国公営住宅火災共済機構からの補助金で、補助額は 1 個当たり 2 千円となります。

7 ページをご覧ください。

最後に、20 款、町債につきましては、第 2 表の地方債の補正によりご説明したとおり、廃止が 1 件、変更が 4 件で、これにより町債の総額は 6,631 万 5 千円増の 3 億 8,927 万 8 千円となり、財政健全化アクションプランに掲げる地方債新規発行限度額の 4 億円以内を維持しております。

続きまして、3 の歳出についてご説明申し上げます。

はじめに 2 款 1 項 1 目、一般管理費、補正額 6 万 4 千円の増は、行政改革プランの見直しのため行財政改善対策委員会及び行政評価委員会の開催回数が増えると見込みから、委員報酬を計上したものでございます。

次に、5 目、財産管理費、補正額 4,350 万 6 千円の増は、12 節、委託料は、旧中岩田団地用地の売却へ向け、分筆登記を実施するための予算を計上したものでございます。24 節、積立金は、令和元年度一般会計の決算により繰越額が 2 億 4,490 万 3 千円に確定したことから財政調整基金へ積み立てるもので、これをもって令和 2 年度の財政調整積立金は 1 億 2,272 万 2 千円となり、年度末の財政調整基金残高は 4 億 3,200 万円となる見込みとなりました。次に、6 目、企画費、補正額 231 万 6 千円の増は、1 節、報酬から 11 節、需用費、及び 9 ページの 13 節、使用料及び賃借料は、道の駅あいつで農産マーケットに出荷する町農業者を支援するため地域おこし協力隊 1 名を 12 月より雇用し、特色ある農産品の出荷ための指導及び高齢農家を巡回し出荷物の集荷体制を構築するための予算を計上したものでございます。12 節、委託料は、施設点検により残留塩素が少ない給水環境を改善し安全で安心な施設とするため、広瀬コミュニティセンターの給水管改修工事の設計委託料を計上したものでございます。14 節、工事請負費の施設整備は、テレワークセンター建設に伴い当初予定されていた若宮コミュニティセンターの屋根塗装工事 500 万円を全額減額、川西コミュニティセンターのグラウンド整備工事が水道管移設の必要性があることから 277 万円の増額となったものです。解体工事は、老朽化している金上コミセングラウンドの相撲場を撤去し安全を確保するもので、工作物等

除却工事は八幡コミュニティセンター体育館裏の倒木の恐れのある樹木の伐採及び各コミュニティセンターグラウンドのブランコやシーソー等の危険遊具を撤去するための工事費を計上したものでございます。次に、8 目、電算管理費、補正額 139 万 1 千円の増は、只見川河川整備工事に伴う町のイントラネットケーブル移転工事費を計上したものであります。次に、13 目、地方創生臨時対策費、補正額 1, 508 万 9 千円の増は、新型コロナウイルス感染症対策として、今年度に限り 0 歳から 64 歳までの方を対象にインフルエンザ予防接種の助成を行う予算を計上するものでございます。なお、助成額は、生保世帯は全額、その他の方は半額程度の 2, 520 円を予定してございます。

10 ページをご覧ください。

2 款 3 項 1 目、戸籍住民基本台帳費、補正額 750 万 3 千円の増は、3 節、職員手当等は職員の住居変更による住居手当の増、12 節、委託料は国外転出者のマイナンバーカード利用に関する住民基本台帳及び戸籍附表システムの改修費を計上したものでございます。

次に、2 款 5 項 6 目、国勢調査費、補正額 9 万 7 千円の増は、本年度実施される国勢調査の追加交付分であり、新型コロナウイルス感染症対策として衛生用品を購入する予算を計上したものでございます。

11 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費、補正額 8, 576 万 4 千円の増は 18 節、負担金補助及び交付金は後期高齢者医療療養給付額の決定に伴い、現予算との差分を計上したものでございます。27 節、繰出金は高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の交付金額決定による事務費の増額及びの介護保険事業の本算定の結果、低所得者保険料軽減の対象者が増加したことによる増分をそれぞれの特別会計繰出金として計上したものであります。次に、2 目、障がい者福祉費、補正額 186 万円の増ですが、令和元年度の障害者医療費国庫負担金及び障害児入所等負担金の確定により発生した返還金を計上したものでございます。次に、3 款 2 項 1 目、児童福祉総務費、補正額 2 万円の増は、子育てふれあい交流センターにおいて、町外者等の利用者の増加に伴い、防犯対策として事務室内に非常通報ボタンを追加設置するものでございます。次に、4 目、児童福祉施設費、補正額 117 万 4 千円の増ですが、3 節、職員手当等は職員の扶養手当・児童手当該当者の増によるものであります。

12 ページをご覧ください。

10 節、需用費は、消防設備点検で指摘された保育所の誘導灯・屋内消火設備の修繕等で 55 万円の増、給水設備が故障したことによる修繕費 17 万 1 千円を計上したものでございます。12 節、委託料は、建設時に余った建築資材を修繕部材として保管しておりましたが、風化したため処分料を計上したものでございます。14 節、工事請負費、補正額 13 万 4 千円の増は、保育所内の収納スペースが不足したため、旧片門幼稚園にあった物置を使用するため修繕・移設する費用を計上したものでございます。

次に、4 款 1 項 1 目、保健衛生総務費、補正額 232 万 8 千円の増ですが、2 節、給料及び 3 節、職員手当等は 6 月より保健師 1 名が新規採用となったことにより、及び職員の

住居変更による手当の増減を計上したものでございます。

13 ページをご覧ください。

2 目、予防費、補正額 99 万 5 千円の増は、予防接種法の改正により 10 月より開始されるロタワクチンの定期接種委託料を計上したものでございます。次に、5 目、新型コロナウイルス対策費、補正額 331 万 7 千円の増は、国の保育対策総合支援事業の補助金で、放課後児童健全育成事業など子育て関連事業での感染防止対策としてマスク、消毒液等の消耗品や遊具・図書等の備品の購入費及び小規模保育施設 3 ヲ所の補助金として計上したものでございます。

14 ページをご覧ください。

6 款 1 項 3 目、農林振興費、補正額 52 万 3 千円の増は、1 節、報酬は、クマ・イノシシの出没回数が増加していることに伴います駆除隊の出動報酬の増を計上したものでございます。10 節、需用費及び 17 節、備品購入費は、クマ・イノシシの出没回数が増加していることにより追い払い用の花火の追加購入費、及び農作物の保護のため、個人で機材を調達するまでの期間、貸し出しをする電気柵の購入費を計上したものでございます。18 節、負担金補助及び交付金は、狩猟免許の新規取得者 3 名分の補助金を計上したものでございます。次に、5 目、農地費、補正額 310 万円の増ですが、12 節、委託料は、今年度予定していた柏原ため池の耐震診断の労務単価の変動による増を計上したものです。18 節、負担金補助及び交付金の負担金は県営宮川幹線水路改修工事費及び国営造成施設維持管理費適正化事業費の確定による増額分、補助金は農村無給水地区整備補助金の執行見込みによる増を計上したものでございます。27 節、繰出金は、真木・津尻区の農業集落排水施設の施設修繕に伴う負担金の増を計上したものです。

15 ページをご覧ください。

7 款 1 項 2 目、商工業振興費、補正額 40 万円の減は、本年度予定されていた全会津商工観光推進大会が、新型コロナウイルス感染症の影響から延期されたことに伴い負担金を全額減額したものでございます。

次に、8 款 2 項 2 目、道路維持費、補正額 479 万 6 千円の増ですが、12 節、委託料は、防雪柵設置及び撤去において、労務単価の変動があったため差額分を計上したものです。14 節、工事請負費は、道路修繕箇所増加による追加分を計上したものでございます。次に、3 目、道路新設改良費、補正額 390 万円の増は、坂下南幹線の工事個所の拡大及び破損が著しい坂下水原線の舗装整備工事分を計上したものであります。

次に 8 款 3 項 2 目、河川維持費、補正額 230 万円の増は、滝沢川の 2 ヲ所、及び田沢川の 1 ヲ所で護岸崩落が発生したため、復旧する工事費を計上したものです。なお、この崩落は豪雨により発生したものではないため、災害には該当いたしません。

16 ページをご覧ください。

8 款 4 項 2 目、土地区画整理費、補正額 50 万円の増は、坂下東第一土地区画整理事業で次年度予定の建物調査にかかる画地測量業務の増加による繰出金を計上したものです。次に、4 目、下水道費、補正額 394 万円の増は、県補助金の補助率の変更により 54 万 4 千円の減、事業繰越による消費税納付額の発生分で 84 万円の増、西浄化センター

の機器等改修費の追加分で 248 万円の増など下水道特別会計への繰出金を計上したものであります。次に、5 目、都市下水路費、補正額 16 万円の増は、古坂下ポンプ場の給水管漏水修繕料を計上したものでございます。次に、6 目、公園費、補正額 65 万 2 千円の増は、10 節、需用費は施設点検により早急に修繕が必要とされる稲荷塚公園と花ちゃん公園の遊具修繕費を計上したものです。12 節、委託料は鶴沼緑地管理委託額確定に伴う増を計上したものです。14 節、工事請負費は、中央公園南側の景観向上のため樹木伐採にかかる工事費を計上したものでございます。

17 ページをご覧ください。

8 款 5 項 1 目、住宅管理費、補正額 151 万 5 千円の増は、10 節、需用費は中岩田住宅 8 号棟の消火器 9 本の交換費用、新中岩田団地 1 から 3 号棟の火災報知器 108 個の交換及び定期点検により指摘のあった中岩田南団地 7 号棟のエレベーターメインロープの修繕費を計上したものです。11 節、役務費及び 13 節、使用料及び賃借料は、建設課所管の公用車のリースアップに伴う借り上げ料の減額と無償譲渡にかかる名義変更等の手数料を計上したものです。12 節、委託料は電話線に支障をきたしている立木の剪定費用を計上したものであります。

次に、10 款 1 項 2 目、事務局費、補正額 23 万 1 千円の減は、職員の住居の変更に伴う住居手当の減を計上したものであります。

18 ページ。

10 款 2 項 1 目、学校管理費、補正額 411 万 2 千円の増は、10 節、需用費は、坂下南小学校非常階段の腐食による修繕及び坂下東小学校の廊下のゆがみの修繕費を計上したものであります。12 節、委託料は、教職員共済組合との負担協議の結果、職員の V D T 検診の追加費用分を計上したものでございます。次に 2 目、教育振興費、補正額 4, 034 万 8 千円の増は、G I G A スクールの環境整備のため小学校 2 校分の情報通信ネットワーク工事費を計上したものであります。次に 10 款 3 項 1 目、学校管理費、補正額 61 万 8 千円の増は、10 節、需用費及び 12 節、委託料の施設調査は、坂下中学校の屋内運動場の雨漏りの調査及び修繕費を計上したものです。同じく 12 節、委託料のうち健康診断は、教職員共済組合との負担協議の結果、V D T 検診の追加費用分を計上したものであります。次に、2 目、教育振興費、補正額 8, 790 万 4 千円の増は、10 節、需用費は、G I G A スクールの情報通信ネットワーク環境整備補助金の事務費分を計上したものであります。12 節、委託料は、G I G A スクール環境整備のための情報通信ネットワーク環境整備の小・中学校 3 校分の工事施行管理委託及び購入する通信機器・タブレットの設定委託費を計上したものであります。

19 ページをご覧ください。

13 節、使用料及び賃借料は、タブレットの管理用ソフトの 5 年分のライセンス使用料を計上したものであります。14 節、工事請負費は G I G A スクールの環境整備のため中学校分の情報通信ネットワーク工事費を計上したものであります。17 節、備品購入費は、3 号補正で計上した以外の補助事業の対象のタブレット 726 台、モバイルルーター 230 台、カメラ・マイク 15 台分の購入費を計上したものであります。次に 10 款 4 項 1 目、

幼稚園費、補正額 22 万 5 千円の増は、3 節、職員手当等は職員の扶養手当・児童手当該当者の増によるものであります。10 節、需用費は坂下東幼稚園の地中熱循環ポンプの修繕費を計上したものでございます。

20 ページをご覧ください。

10 款 5 項 2 目、公民館費、補正額 527 万 1 千円の増は、10 節、需用費は、点検により指摘のあった浄化槽の修繕費用、14 節、工事請負費は、点検により指摘のあった中央公民館のエレベーターに挟みこみ防止装置を取り付ける工事費を計上したものでございます。

最後に、13 款 1 項 1 目、予備費、補正額 3, 493 万 4 千円の増は、歳入歳出額の調整による増額となり、予備費の予算総額は 7, 563 万 8 千円となる見込みであります。なお、執行済み額は 148 万 5 千円であり、実質残額は 7, 415 万 3 千円となります。

以上、説明いたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 79 号から議案第 81 号について説明願います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

議案第 79 号「令和 2 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 156 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 9, 962 万円にしたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、本算定による調定額の確定に伴う補正、及び令和元年度繰越金が確定したことによる補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。1 の総括です。まず、歳入です。

1 款、国民健康保険税と 7 款、繰越金の合計に 3, 156 万 5 千円を追加し、歳入合計を 18 億 9, 962 万円にするものです。

2 ページをお開きください。

歳出ですが、9 款、予備費に 3, 156 万 5 千円を追加し、歳出合計を歳入と同額の 18 億 9, 962 万円にするというものです。財源内訳は、一般財源が 3, 156 万 5 千円の増です。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入ですが、1 款 1 項 1 目、一般被保険者国民健康保険税、1 節、医療給付費分現年課税分から 9 節、介護納付金分現年課税特別徴収分までの合計で 1,204 万 5 千円増。これは本算定の結果、被保険者の課税所得が見込みよりも増となったためです。

4 ページをお開きください。

7 款 1 項 2 目、その他の繰越金 1,952 万円増は、令和元年度繰越金が確定したことによるものです。

5 ページをお開き下さい。3 の歳出です。

9 款 1 項 1 目、予備費は、3,156 万 5 千円の増で、9,874 万 9 千円です。

以上で補正予算の説明といたします。

続きまして、議案第 80 号「令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,462 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 1,708 万 3 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、歳入では、介護保険料の本算定に伴う補正と低所得者保険料軽減額確定による補正、そして令和元年度繰越金の確定による補正であります。

歳出では、介護給付サービス等の各事業の精算による前年度の返還金を計上するものであります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。1 の総括、歳入です。

1 款、保険料から 9 款、諸収入まで合計 1 億 6,462 万円を追加し、歳入合計を 23 億 1,708 万 3 千円にするものです。

2 ページをお開きください。は歳出です。

4 款、諸支出金と 6 款、予備費に 1 億 6,462 万円を追加し、歳出合計を歳入と同額の 23 億 1,708 万 3 千円にするものです。財源内訳は、一般財源が 1 億 6,462 万円の増です。

3 ページ以降は詳細となります。2 の歳入です。

1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料は、本算定により調定額が確定し、1 節、特別徴収保険料と 2 節、普通徴収保険料を合わせ 3,020 万円増。これは被保険者が 274 人増加したことによるものです。

7 款 1 項 3 目、低所得者保険料軽減繰入金 117 万円の増は、本算定の結果、保険料の軽減対象者が当初見込みよりも 72 名増となったことによります。

8 款 1 項 1 目、繰越金 1 億 2,628 万 1 千円の増は、令和元年度繰越金が確定したことによるものです。

4 ページをお開きください。

9 款 3 項 4 目雑入 696 万 9 千円の増は、令和元年度介護給付費交付金確定に伴う社会保険診療報酬支払基金からの追加交付です。

5 ページをお開きください。3 の歳出です。

4 款 1 項 1 目、償還金 4,229 万 9 千円の増は、令和元年度事業費精算による国・県・支払基金への返還金です。

6 款 1 項 1 目、予備費は、1 億 2,232 万 1 千円の増で 1 億 2,352 万 2 千円となります。以上、説明とさせていただきます。

続いて、議案第 81 号「令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明いたします。

令和 2 年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ 31 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 9,526 万 2 千円にしたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、本算定による調定額の確定に伴う保険料の補正と高齢者保健事業の事務費の計上、及び令和元年度繰越金が確定したことによるものです。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。1 の総括、歳入です。

1 款、後期高齢者医療保険料から 4 款、繰越金までの合計 31 万 6 千円を減額し、歳入合計を 1 億 9,526 万 2 千円にするというものです。

2 ページは歳出です。

1 款、総務費と 2 款、後期高齢者医療広域連合納付金から 31 万 6 千円を減額し、歳出合計を歳入と同額の 1 億 9,526 万 2 千円にするものです。財源内訳は、一般財源が 31 万 6 千円の減です。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入ですが、1 款 1 項 1 目、後期高齢者医療保険料 179 万 3 千円の減は、当初算定時よりも被保険者数が減となったことが要因です。

3 款 1 項 1 目、事務費繰入金 50 万円の増は、本年度からの新規事業であります高齢者保健事業の事務費を計上したことによるものです。

4 款 1 項 1 目、繰越金 97 万 7 千円の増は、令和元年度繰越金が確定したことによるものです。

4 ページをお開きください。3 の歳出です。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 50 万円の増は、新規事業の高齢者保健事業事務費の計上によるものです。

2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金 81 万 6 千円の減は、本算定による保険

料の変更により、広域連合納付金を減額するものです。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

本日の会議時間を議事の都合により、あらかじめ午後6時まで延長したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は午後6時まで延長することに決定しました。

次に、議案第82号から議案第84号について説明願います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

議案第82号「令和2年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

令和2年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,665万円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、歳入においては、土木費県補助金の確定に伴う減額及び令和元年度事業確定に伴い、消費税還付金の皆減をし、歳出においては、消費税納付額の計上、処理場維持管理費及び坂下西浄化センター高圧受変電設備更新費の増額分を計上したものでございます。

それでは、1ページをお開き願いたいと思います。第1表歳入歳出予算補正であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開き願いたいと思います。

1、総括、歳入であります。

4 款、県支出金から 6 款、諸収入まで、補正額が 271 万 6 千円の増額補正であり、補正後の歳入合計は、5 億 7,665 万円となります。

2 ページ目をお開き願いたいと思います。

1 款、下水道事業費でありまして、補正額が 271 万 6 千円の増額補正であり、補正後の歳出合計は、5 億 7,665 万円となります。また、補正額の財源内訳は、特定財源として国県支出金が 54 万 4 千円の減となり、一般財源においては、326 万円の増となります。

3 ページ目をお開き願いたいと思います。歳入であります。

4 款 1 項 1 目、土木費県補助金 54 万 4 千円の減は、福島県土木事業費補助金の減によるものであります。

5 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 394 万円の増は、歳入歳出における事業費の確定によるものでございます。

6 款 3 項 1 目、雑入 68 万円の減は、令和元年度事業費の確定により消費税が還付から納付になることによるものでございます。

4 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 23 万 6 千円の増であります。1 節、報酬 7 万 6 千円の増は、他町村との処理場維持管理業務共同化に係る上下水道事業運営審議会開催に伴う委員報酬であります。26 節、公課費 16 万円は、令和元年度事業費が確定したことにより消費税を納付にするものであります。1 款 2 項 1 目、維持管理費は、248 万円の増であります。12 節、委託料 74 万 8 千円の増は、汚泥処理に係る運搬・処分料の増額分を、14 節、工事請負費 173 万 2 千円の増は、坂下西浄化センターの高圧受変電設備更新工事の仕様変更のため増額するものであります。1 款 3 項 1 目、建設費及び 2 款 1 項 1 目、元金については、増減はございませんが、財源内訳の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

議案第 83 号「令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,469 万 5 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によりたいというものであります。

今回の補正につきましては、令和 3 年度社会資本整備総合交付金の要望に合せ、早期着工を予定している箇所における画地確定測設業務委託費の増分を計上させていただいたものでございます。

1 ページをお開き願いたいと思います。第 1 表歳入歳出予算補正であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げたいと思います。

事項別明細書の 1 ページをお開き願いたいと思います。

1、総括であります。歳入につきましては、3款、繰入金を50万円の増額補正であり、補正後の歳入合計は、2億2,469万5千円となります。

2ページ目をお開き願いたいと思います。

歳出については、1款、事業費50万円の増額補正であり、補正後の歳出合計は、2億2,469万5千円となります。財源内訳につきましては、一般財源が50万円の増となるところでございます。

3ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

3款1項1目、一般会計繰入金50万円の増は、歳入歳出における事業費の確定によるものでございます。

4ページ目をお開き願いたいと思います。歳出であります。

1款1項1目、坂下東第一地区事業費は、50万円の増であります。この内訳としましては、12節、委託料50万円の増であります。次年度に早期着工を予定しております建物等調査算定対象箇所の画地確定測設業務委託費を増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第84号「令和2年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

令和2年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ226万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,160万3千円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によりたいというものであります。

今回の補正につきましては、真木・津尻維持管理負担金の増額を計上させていただいたものでございます。

1ページをお開き願いたいと思います。第1表歳入歳出予算補正であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げたいと思います。

事項別明細書の1ページをお開き願いたいと思います。

1、総括であります。歳入につきましては、3款、繰入金226万8千円を増額し、補正後の歳入合計を、7,160万3千円となります。

2ページ目をお開き願いたいと思います。歳出であります。

1款、農業集落排水事業費226万8千円の増額補正であります。補正後の歳出合計は、7,160万3千円であります。財源内訳につきましては、一般財源が226万8千円の増となるところでございます。

3ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

3款1項1目、一般会計繰入金226万8千円の増は、歳入歳出における事業費の確定によるものでございます。

4ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款 1 項 1 目、一般管理費につきましては、増減はありませんが、財源内訳の補正であります。1 款 2 項 1 目、維持管理費を 226 万 8 千円増額したいというものであります。この内訳としまして、18 節、負担金補助及び交付金の真木・津尻維持管理負担金において、処理施設の液中膜ユニットを更新したことによる事務委託費の増額分を計上させていただきますところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は、最終日においてお願いいたします。

◎請願の常任委員会付託

◎議長（水野孝一君）

日程第 10、「請願」の常任委員会付託を議題といたします。

本定例会において、去る 8 月 27 日、正午までに受理した「請願」は、お手元にその写しを配布しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

請願番号第 4 号、受理年月日、令和 2 年 8 月 26 日、件名、「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する請願書」、請願者住所氏名、田村郡三春町上舞木字明部作 16-30、福島県原爆被害者協議会、会長、木幡吉輝、紹介議員、五十嵐一夫、小畑博司。

請願番号第 5 号、受理年月日、令和 2 年 8 月 27 日、件名、「新型コロナウイルス対策に支援を求める意見書の提出を求める請願について」請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町大字大沖字上野 1170-1、会津の大地と健康を守る会、代表、千葉親子、紹介議員、横山智代、佐藤宗太。

◎議長（水野孝一君）

請願第 4 号について、紹介議員の説明を求めます。

◎7 番（小畑博司君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番（小畑博司君）

7 番、小畑博司でございます。今日はシールドを着けたままでお話させていただくわけですが、非常に聞きにくいということがございましたら外しますので、お申し出いただきたいと思っております。

それでは、「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する請願書」につきまして、紹介議員を代表して趣旨の説明を申し上げます。

請願の趣旨につきましては、日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名、批准するよう求める意見書を提出するためでございます。

その理由につきまして、2017年7月7日、国連加盟193カ国中、122カ国の賛成で、皆様ご存知のとおり、歴史的な核兵器禁止条約が採択をされました。条約は、核兵器は非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであり、歴史上はじめて明文上も違法なものとなりました。被爆者や多くの国民が長年にわたり切望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

条約調印国は、現在アジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の82カ国、批准国は44カ国に広がっています。この44カ国というのは、7月26日現在では40カ国でございましたが、8月に入りましてから、8月6日にアイルランド、ナイジェリア、ニウエ、8月9日には、セントクリストファーネイビス、この4カ国が新たに批准国となり、44カ国になっております。

日本政府は、世界で唯一の戦争による被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力すべきと考えます。その証としとして、核兵器禁止条約に署名、批准することを強く求めるものであります。広島・長崎に原爆が投下されて今年で75年、被爆者の平均年齢は82歳を超えました。「核兵器のない平和な世界」は被爆者の願いです。非核平和宣言の町として、地方自治法99条の規定により、上記項目の意見書を採択し、国の関係機関に提出していただくよう請願をいたします。

ということでございますけれども、請願者の木幡さんにつきましては、福島市に住んでおりますけれども、生まれは長崎県伊勢早市であります。伊勢早旧制中学校の時代に、15歳のときに、戦時中でございますので、海軍工廠とか、その軍需工場に動員をされて、働いている中で原爆が長崎に投下をされ、新型爆弾が爆発をして、多くの死傷者が出ているので救出活動へ行けということで、落ちた翌日にはもう救出活動を始めて、地獄絵図を見た。被爆も自分自身も、すぐだったのでしてしまったというところで、吐き気がしたり、髪の毛が抜けたりと、そういうことが続いたようであります。銀シャリなんて食べられなかったそうですが、真っ白なおにぎりを、ご苦労だったということで、でかいおにぎりをもらったそうですけど、とても喉を通らなかったというふうなことを話されております。二度とこのようなことを繰り返さないためにも、ぜひとも私は死ぬまでこの運動を続けるというふうにおっしゃってられます。

現在、世界中では1万3,400発、核兵器があるというふうにいわれております。この1年で465発が廃止をされたみたいですが、これは単に積極的に廃止をしたというよりも老朽化で廃止せざるを得なかったというふうなことのほか、アメリカ等につきましては、小型の核爆弾を開発しようという計画が持ち上がっていたりということで、むしろ核兵器廃絶に逆行するような流れもあるということでありまして、この禁止条約が、あと6カ国が批准すれば、全世界的にこれが有効な条約になるということでもありますので、ぜひとも被爆国日本は、これに積極的に協力しなければいけないというふうな思

いでありますし、我が町におきましても、皆様ご存知のとおり、昭和 33 年 12 月 25 日に核廃絶に向けて、県内先駆けて、先輩議員の皆様が全会一致で、平和都市宣言の町、これを宣言しました。ときには、佐藤金三郎町長が、核兵器廃絶の団体の代表者でもあったので、個人名で請願者になったようでありますけども、それを議会が全会一致で決議をしたというふうな歴史もございます。

さらには、昭和 37 年、第五福竜丸事件、ビギン環礁の実験等もありました。37 年には、さらに核実験の再開を反対する決議も、我が坂下町では議会で決議をしているというような、本当に立派な過去がございますし、先輩議員に、ぜひとも学びたいというような思いもございます。

近隣県では、この決議を岩手県では 100%の自治体で採択をしております。秋田は 85%、新潟は 74%、東北 6 県で福島県が 23%と、残念ながら少ない状況にはございますが、どうか皆様方の、同僚議員の皆様方のご理解をいただきまして、全会一致、これが採択されますようお願いを申し上げまして、紹介議員としての説明を終わらせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、請願第 5 号について、紹介議員の説明を求めます。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

5 番、横山智代でございます。新型コロナウイルス対策に支援を求める意見書の提出を求める請願について、請願の趣旨をお話しさせていただきます。

いよいよ新型コロナウイルス、会津にも入ってまいりまして、周りの方々、それからいろいろところで不安の声を聞きます。もうこの会津坂下町には、いつこのコロナウイルスが出てくるのか、また役場の職員の方々にお話をすると、1 号にはなりたくないけど、2 号だったらいいとか、そのような冗談の話も出でおりますが、そんな中、いつどこで発症してもわからないというような、そういった状況の中におかれ、日々皆さんも本当にその恐怖というか、不安の中で生活をしていらっしゃると思います。

新型コロナウイルス感染症の感染が広まる中、多くの都道府県で感染者数を更新する事態となっています。無症状者による市中感染が拡大しているとの指摘もございます。

政府は、PCR 検査能力の確保を繰り返し言明するものの、医師が PCR 検査の必要を判断した場合でも、なかなか受けられない状況にあります。感染した可能性のある市民が検査を希望しても高額な検査費用を必要とし、症状のない人は検査を受けられないのが現状です。検査を受けたくても、受けられないなど検査難民ともいえる事態が、国民の不安を拡大させております。

全国的な感染拡大が見られる中、症状の有無に関らず、いつでも、誰でも、どこでも、

PCR検査を受けられるように体制をつくる必要があるのではないのでしょうか。とりわけ、医療従事者や介護従事者、保育士や幼稚園教諭、学校教員はじめ、生活維持に欠かせない職業に就いている方々の、希望する人に対してPCR検査を迅速に実施することが、今求められています。

PCR検査の体制確立拡充のため、国は財源を確保し、実効ある対策を講じなくてはなりません。保険適用による検査取り扱いの明確化、検体輸送体制の整備、検査機器の増設、臨床検査技師の適切な配備、公的検査機関などの増設及び運営費への支援、関係資材の供給とともに、検査機関や医療機関への支援、すべての医療関係従事への支援及び検査を受ける人への対応体制の整備などが喫緊の課題です。国民は、いかなる場合でも適切な医療を受けられるという医療への信頼が安心感となります。

新型コロナウイルス対策に支援を求めて、国会及び政府機関に対し、ぜひこの我が坂下町議会からも要請を、意見書を提出していただくよう、同僚議員の皆様方の、どうぞ皆さんのその不安な思いもそこに加えて、ぜひこれを皆さんで採択していただきますよう請願の趣旨ということで、ご説明をいたします。

◎議長（水野孝一君）

これらの請願はお手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎決算特別委員会の設置

◎議長（水野孝一君）

日程第 11、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第 70 号「令和元年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第 77 号「令和元年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」までの 8 件については、委員会条例第 5 条の規定により 13 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ありません

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 70 号「令和元年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第 77 号「令和元年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」までの 8 件については 13 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条

第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

決算特別委員会委員、1番、目黒克博君、2番、蓮沼文明君、3番、物江政博君、4番、赤城大地君、5番、横山智代君、6番、渡部正司君、7番、小畑博司君、8番、佐藤宗太君、9番、山口享君、10番、渡部順子君、11番、五十嵐一夫君、13番、青木美貴子君、14番、水野孝一君。

◎議長(水野孝一君)

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり13人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました13人の方を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

決算特別委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長との互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告知をいたします

本日、本会議散会后、大会議室において決算特別委員会を開催して、互選の結果を議長まで報告願います。

互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、11番、五十嵐一夫君をお願いいたします。

以上をもって本日の議事は全部終了いたしました。

9月4日から9月6日までは休会であります。9月7日は本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は既に8月26日正午に通告を締め切っており、議員10人から通告を受けております。

ここで、本日の本会議において教育委員会委員の任命につき同意されました、内海真喜子君より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

内海真喜子君の入場を許可いたします

(内海真喜子君入場)

◎教育委員会委員(内海真喜子君)

先ほどご承認をいただき、10月より町教育委員会委員に就任することとなりました内

海真喜子と申します。

就任に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

私は、37 年間幼稚園教諭として幼児教育携わってまいりました。また、保健推進委員や社会福祉協議会福祉委員を拝命し、地域における保健福祉活動の一翼を担わせていただきました。

子どもたちの健全育成には、家庭、地域、学校、行政が一体となって取り組むことの重要性を感じてきたところであり、教育委員の重責を考えますと、身の引き締まる思いであります。

核家族化が進み、価値観が多様化する現代社会において、人間関係の希薄化や地域の教育力の低下等、多くの課題が立ちはだかつており、教育行政への期待は今後ますます大きく、その対応も多様化するものと感じております。

教育委員として町が目指す、生きる喜びを育む教育の実現を目指して、教育行政がよりよい方向へ進むよう貢献してまいりたいと考えております。

最後に、将来を担う子どもたちのために微力ながら精一杯務めてまいりますのでご指導、ご鞭撻のほどよろしく申し上げます。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 5 時 17 分）

なお、5 時 30 分より議員による決算特別委員会を開催いたしますので、大会議室にご参集ください。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 9 月 3 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員